

平成28年9月23日（金）
開会 10時00分

○吉田議長

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は、16名で全員であります。
よって、平成28年第2回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。
これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、3番 森田議員、4番 井上議員を指名いたします。
次に入ります。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
(意義なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に入ります。
日程第3「諸報告」に入ります。
谷井組合長。

○谷井組合長

本日は平成28年第2回議会定例会に開かれるにあたりましてご挨拶と概要説明を申し上げます。
議員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席をいただき誠にありがとうございます。
北九州市水道事業の包括業務委託を開始して5か月が経過しております。
大きな混乱もなく、委託後につきましても委託前と同様に施設の維持管理、迅速な水

道事故に対する対応、4条工事の発注、北九州市水質試験場による水質検査など市民サービスの向上に努めておるところでございます。

今後も事務組合と北九州市、連携を取りながら水道事業を進めていきたいと考えております。

それでは、本日の定例会ですが、報告2件と10件の議案についてご審議をお願いするものであります。

報告第1号及び第2号は、大島簡易水道事業特別会計と水道事業会計の不納欠損処理後の権利放棄について債権管理条例に基づき報告するものです。

第28号議案から第32号議案までは、一般会計急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせまして5会計の平成28年度の決算について監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

第33号議案から第37号議案までは、同じく5会計の平成28年度補正予算を提出しております。

以上、いずれも重要な案件でありますので、何卒よろしくご審議くださいまして議決を賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○吉田議長

次に入ります。

日程第4、報告第1号「宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

おはようございます。

事務局長の安部でございます。

よろしくお願ひします。

それでは報告第1号を説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

「宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 不納欠損処分後の権利放棄について」
宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。

平成28年9月23日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

1、放棄した債権の種類・件数・金額でございます。

放棄した債権の種類、簡易水道事業特別会計大島簡易水道使用料。

件数、2件。

金額、2万3,680円。

2、放棄した時期。

平成28年3月31日。

3、放棄した理由。

宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため。

この報告につきましては水道料金債権が私法上の金銭債権でありまして、時効の成立によりまして債権放棄を致しましたので、宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項に基づきまして議会に報告させていただくものです。

なお、水道料金の滞納につきましては、これまで催告書、給水停止予告等を発送し、納付の指導に努めております。

この納付指導にも関わらず、水道料金の納付が無い場合は給水停止を行い、確実な納付と不納欠損の減少に努めているところでございます。

以上で報告第1号「宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 不納欠損処分後の権利放棄について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。

質疑、ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5、報告第2号「宗像地区事務組合 水道事業会計 不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

では、報告第2号を説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

報告第2号「宗像地区事務組合 水道事業会計 不納欠損処分後の権利放棄について」

宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例 15 条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

1、放棄した債権の種類・件数・金額でございます。

放棄した債権の種類。水道事業会計水道使用料でございます。

件数は 300 件。金額は 6,051,890 円。

2、放棄した時期。

平成 28 年 3 月 31 日。

3、放棄した理由。

宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため。

この報告につきましては、報告第 1 号と同様でございますが、水道料金債権が私法上の金銭債権でございまして、時効の成立により債権放棄をいたしました。

宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項に基づきまして、この議会に報告させていただくものです。

なお、水道料金の滞納につきましては、催告書、給水停止予告等を発送し、納付の努力に努めているところでございます。

この納付指導にも関わらず、水道料金の納付が無い場合、給水停止ということで行っておりまして、確実な納付と不納欠損の減少に努めているところでございます。

以上で報告第 2 号「宗像地区事務組合 水道事業会計 不納欠損後の権利放棄について」説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

本案は、報告事項でございますので質疑のみを受けます。

質疑ございませんか。

永山議員。

○永山議員

300 件という件数ですけれども台帳の整理等はできているのでしょうか。

それと、金額が 600 万でございますが、一番多い方また少ない方金額的なものが分かれれば教えてください。

○吉田議長

内訳はわかりますか。

花田営業課長。

○花田課長

経営施設課長の花田と申します。

ただいまのお尋ねでございますけれども、まず額が一番多い方で約 462 万 9,000 円あがっております。これにつきましては、旧玄海地区の倒産をしたホテルの分でございます。件数につきましては、すみません少々お待ちください。

○吉田議員

台帳は整理しているのですか。

○花田課長

台帳はもちろん整理しております。

○吉田議員

件数はまた後でいいですか。

○花田課長

件数はまた後で報告します。

○吉田議員

末吉議員。

○末吉議員

債権の放棄ですけれども、大島の 2 件、2 万 3,000 円と違って 300 件の 605 万 1,000 円計上しているわけです。

これだけの不納決算の権利放棄について、資料の一つも出されていないというのが不思議でならないのですけども、出さない理由は何かということと、例えば、この 300 件の中にはそれぞれ時効成立までのどういう手立てをしたのという説明があって然るべきではないかと思うのですが、15 条第 1 項の規定に基づいて権利放棄しましたという報告だけでは、この議会の決算の場では報告事項ではありますけども、本当に議会として承認していいのかどうか、というのが十分議論ができないと思うのですが、議長の方からこの取り計らいについて、執行部と検討していただけるようにお願いできませんでしょうか。

○吉田議員

外園監査委員。

○外園監査委員

今の件につきまして、私の監査意見書をご覧いただくと、6ページの下の方に理由を件数別に書いておりますので、ご参考いただければと思っております。

水道会計の監査意見書の6ページの下の方です。

○吉田議長

続いて福田議員どうぞ。

○福田議員

今、末吉議員が言わされたことを私も聞きたいと思っていたのですけれども、大きな462万円が倒産されたホテルということですから、これはもう仕方がないですね。

貸し倒れ金みたいなものでしようから。

ただ、他の内訳を見たときに例えば個人であれば件数的にも多いわけですし、不納欠損に至るまでの経緯というのが、もう少し詳細な説明が私はほしいと思うのですけれども。

その方たちは「水道止めるよ」という勧告に従われなかつたわけですよね、その後その人たちは生活どうされているのですか、困っていないのでしょうか。

その辺の事情も教えていただきたいと思います。

○吉田議長

花田営業課長。

○花田課長

件数が多いので一般的な回答にはなるかと思いますけれども、水道事業債権に関しては、税の債権とは少し違うところがございまして、まず時効中断。

税の場合は、証人だとか差し押さえだとか、自己の権限でもって処理ができるのですけれども、この場合私債権でございますので、必ず司法に訴えて処分をしなければいけないということなのですけれども、時効中断の理由が限定されたもの、法的な手続きを取らないといけないということが一つと、質問検査権、これがない。

私ども独自で税のように質問調査をすることができない。したがって、滞納者の方の懐具合が分からない。資産の状況が分からないということで、停水をしても払っていただけない方については、実際のところ他に手立てがないということで、停水につきましてもお金を払わないということであっても、最低限の生活という分がありますので、完全に止めてしまうわけにはなかなかいかないということがありまして、非常にすっきりはしてないのですけれども、これが法律でございますので、致し方ないところで諦めているところはございます。

以上でございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

不納欠損に至るまでには 5 年の時効があるわけですよね、2 年ですか、失礼しました。2 年経ちました、払いませんよ、そして水道も止めません。そうすると 2 年遅れですっとこの方はお金を払わないで、今後水道を使われるということも考えられると思うのですけれども、そういう状況はあり得るのでしょうか。

○吉田議長

花田経営施設課長。

○花田課長

実際のところはありますけれども、おっしゃられたように全員が全員そういうわけではありません。

「停水しますよ」ということで、停水をすると全部払ってくれる方、部分的に払っていただける方というふうになっておりますので、今言わされたようなケースは悪質なケースと捉えていただきたいと思います。

○福田議員

そうすれば、一部そういう悪質な方がいらっしゃるかもしれないかもしないわけですね。そういう方に対して今後どういうふうに対応される予定ですか。

○吉田議長

花田施設長。

○花田課長

話をしながら、お互い納得いくよう納付方法を定めていってやる以外にはないと考えております。

○吉田議長

角度を変えてください。

福田議員。

○福田議員

過去ずるずると延滞していって、不能欠損になって払っていられないという方が、過去何年前からそういうことが起こっているのでしょうか。

○吉田議長

花田経営施設課長。

○花田課長

ご存じだろうと思いますけど、私10年以上前も水道に携わっておりましたけれど、いわゆる悪質だといわれるようなお客様がいまだに残っているというのが実情でございますので、おそらく他の料金だとか税だとかそういった分も多分に同じようなケースではなかろうかと思っております。ずっと以前からでございます。

対策につきましては、先ほど言いましたように話し合いをしながら進めていく以外に方法はないというふうに思っております。

○吉田議員

他に。

末吉議員。

○末吉議員

2点あるのですけれども、倒産による不能欠損が3件で463万円ありますよね。

倒産物件の水道料金ですけれども、いわゆる債権として倒産に関して法的に申し立てること、私は可能じゃないかなと思うのですが。例えば、市営住宅の家賃滞納の場合でも、法的な措置を宗像市は数件取った経緯があります。

法的な措置を取るべきところは取って行かないと、話し合いによる収納しかありませんという回答であれば、今後同じことが繰り返されるということは十分予想されると思うのですけれども、その辺についてはどういう考え方をお持ちなのでしょうか。

法的な措置を取るという点については。

○吉田議長

経営施設課寺島係長。

○寺嶋係長

寺嶋です。

今、ご質問のありました倒産案件のうちの一番高いものなのですけれども、これは破産ということで、破産の手続きを行われたもので法律的な手続きがなされたものでございま

す。

破産と同時にその時ほとんど滞納会社の方に資産等がなければ申し出と同時に同時廃止と専門用語では言いますけれども、分配する資産がない場合は、それで終結してしまうという同時廃止という破産の手続きがございます。

今回一番高い 400 万円等の分、倒産案件 3 つのうち 2 つが破産の手続きによる同時廃止によるものでございます。

それから、先ほどの件にも一つお戻りしますけれども、今 300 件不納欠損等行っているところなのですけれども、そのうち市外に出て行ってしまったものが 269 件、そして行方不明になっているものが 13 件ございます。

転出している分に関しては、もう停水してこれ以上この宗像地区事務組合の方で債権が新たに発生する、そして、水を使い続けるというものではございません。

転出後も催告書等送って「払いなさいよ」というような手続き等を行っておりますが、納付がない、そして先ほど課長も言いました通り調査権のほうが、こちらの水道の方ではございません。もし具体的に調査するならば尾行とかして、どこに預金を持っているとかそういうところまでしないとできないような調査権しか水道の方は持っておりませんので、一応不納欠損の中の大半は転出しているもの、これから先債権が発生しないようなものになっております。

補足で追加させていただきます。

○末吉議員

分かりました。

特に市外転出の方については、その後支払ってくださいという通知を出しているということで、出しているけれども支払いがない。

催促状を出すときに、当然一般的には納付期限までに支払われない場合は、法的な手続きを取らせていただきますということは明記されているのですか。

○寺嶋係長

確認してまた水道の係長の方にしたいと思いますが、その手続きに関しましては多分支払い督促とか、そういった手続きに法的な手続きになりますとなってくるかと思います。

大体平均して先ほど計算して平均転出者に 130 万円あります、件数が 270 件くらいあります。

大体割り算したら、平均して 5,000 円くらいの一軒当たりその金額になっております。支払い督促等の手続き等に関しても費用が掛かりますので、その辺の手続きを行う場合は、そういった費用等も考えながらやっていかなくてはいけないとは思っております。

ちなみに、数年前に私の方で 2 件ほど支払い督促手続きを行いました。

そういった手続きも行ってはおります。

以上です。

○吉田議長

他に。

青谷主幹。

○青谷主幹

経営施設課の青谷と言います。

先ほどお尋ねのありました月数の件なのですけれども、12月 462万 9,070円となっております。

以上でございます。

○吉田議長

他にありませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、質疑を終結し報告を終わります。

次に、各会計の決算の認定の進め方についてでございますが、初めに 5 議案を一括議題とし、提案を受けます。

そして次に監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。

その後、議案ごと説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。

それでは、日程第 6 第 28 号議案から日程第 10 第 32 号議案までの 5 議案を一括議題といたします。

提案を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

第 28 号から第 32 号までの提案でございます。

第 28 号議案平成 27 年度一般会計歳入歳出決算

第 29 号議案平成 27 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算

第 30 号議案平成 27 年度大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第 31 号議案平成 27 年度元木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第 32 号議案平成 27 年度水道事業会計決算

以上 5 会計の決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

以上提案でございます。

○吉田議長

ここで監査委員の決算審査報告をお願いいたします。

外園監査委員。

○外園監査委員

おはようございます。監査委員の外園でございます。

今、あげました 2 冊ほど私の方から意見書を皆様の方にお配りしていると思います。

一部が宗像地区事務組合一般会計、それから急患センター特別会計、大島簡易水道特別会計、本木水道特別会計、それから、もう 1 つが事務組合水道事業会計決算審査意見書ということで 2 つ挙げています。

まずは、一般会計の載っている方の意見書の方からご説明申し上げます。

それでは、1 ページ剥ぐっていただきますと意見書についてということで基本条文、下の方に地方自治法 292 条、それから同法 233 条第 2 項の規定に基づき、私の方で意見書を出したということです。

それから、次の 2 ページですけど、審査の対象としましては、上から 7 つ、こういう調書を全部見させていただいている。

それに例月審査を行っておりますので、毎月 1 回こちらの方に来て事前に書類を送っていただきましてそれも審査しております。

審査方法を次に書いてある一般会計においては、消防が多いため消防の方に出向きまして、書類を見させていただいております。

3 番の審査期間は、平成 28 年 7 月 27 日から 8 月 26 日までに行ってています。

審査の結果ですが、私の方は会計帳簿の方を主に毎月見ておりますので、その関係で審査の時も全部もう 1 回復唱しまして見ましたが、特に問題はございません。

後、下には、決算書の抜粋を私の方で書いています。

説明は最後の結びの 9 ページの方を見て頂きますでしょうか。追い追い前の中身についても話を致します。

3 行目、結びの最初の方は、適正に、執行され財政運営されていると認められる。結果としては、別に問題はございませんでした。

そして、その次に一般会計の主な事業としましては、消防の方で、化学ポンプ自動車の更新、これが約 5,000 万円かかっております。

それから福岡都市圏の関係ですけど、これが約 6,000 万円消防の方でかかっています。

一般会計の方で見ますと、なお消防費の関係人員について見るとということで、4ページに戻っていただきますでしょうか。

一般会計の歳出ですけど、1番下の表3、歳出款別比較表ということで、消防費が13億6,000万円ほど出ております。だから、ほとんどの一般会計の使い道が消防関係に使っているということで、認識はいただいているものと思っております。

その中で、国が示す消防力の整備指針、これで人員は宗像地区事務組合の規模では175人という指針が出ております。

実際は下に書いてある通り、現状では137人で行っている。

宗像地区だけがこんなに低いのかというとそうではないのですけど、全体的に見てみると低い方に入っています。

私も会計に少し携わっておりますので耐用年数を見ますと、例えば普通車であれば6年ぐらいになるのですけど、ここでは17年使っております。その間、当然コストもいるわけです。長く使うということは。

ですので、更新するのがいいのか長く使うのがいいのか、会計的には非常に微妙なところでございます。

そういうことで、消防の方も独自に結構辛抱しているというか、そういうふうな形が見えます。消防の方も2、3ヵ月に1回本部の方で見させていただいている。

それから、次に急患センターの特別会計のことですが、主な事業としてはそこに書いてある空調機器の更新工事でございます。それが大体972万円かかっております。

後は、要は診療して収入を得て経費を払うわけですから、診療収入が次のところに書いてありますけど、医師会への委託事業これが約2億3,400万円です。

そして診療収入が2億300万円でございます。民間人から見ると、診療収入を超えた委託というのは納得できないところがある。ただ、これが医師会自身の協力もありますので、要は医師会自身では医者を抱えておりません。

だから、そこで行うには、医師会の方から各大学、いろんな大学に声をかけて、九大とか、声をかけて派遣していただいたのも実情です。だから、多少あれかなと思うのですが、ここはできるだけ診療収入に近いような委託費にできるような内容審査が必要になってくるのではないかと思います。

それはどこまで出来るかは、市民サービスの関係ですから、収益事業と違いまして勝手に減らしていくというのもなかなか難しいかも知れない。ただ、努力は必要だと思っております。

それから、その下、文章が悪いのですが、私が書きましたけど、診療収入が前年に對して約900万円、898万7,000円減っております。その結果、繰越金が3,407万9,000円に

なったということです。

去年の繰越金は、本当は減らなかつたら 4,306 万 6,000 円ほど、繰越金になるのですが、今年は1月のインフルエンザが去年は多かったのですが、今年はその分がやっぱり 900 万円ぐらい減っていますので、診療収入が。当然仕方がないかなという気はしております。

それから、ここは繰越金ということになれば負担金、要は両市からの負担金、それを目的に繰越金にもなりますのであれなのですが、繰越金が出るくらいなら負担金を消したらどうかというふうな感じで次の文章が書いてあります。

それから大島水道会計です。

水道会計の特別会計ですけど、これはですね採算が取れません。要は、少数のところにですね設備投資をして、その住民の方たちを普通の他の地域の方と同等のサービスをするということですから、コストがかかるのは間違いない。

ただ、私もこれも水道会計の一部なですから、さっきの水道会計の先ほどの質問が多々あった不納処分の状況ありますけど、その関係と同じように、ここにおいても要は資本投下をたくさんして、それだけの免役を受けさせているのですから、この納付欠損についても私の方からは言っております。

先ほどの水道会計、皆様ご質問があつた点についても私の方から後ほど水道会計の時にご説明いたします。

ここで利益を出すことはできないと、特別会計ですから。施設を充実させているということでご了解いただければ。経理等については全然問題ございません。

それから 10 ページの総評に最後、当たらせていただきます。

各会計における財務会計処理は適正に実施されていると。各会計について、委託業務が多いわけです。委託業務ということは人に任せることです。この仕事を任せると。

そのチェックは、専門家がいないとなかなか難しい。内容について、技術的なものが多い時は。だから、その点について事務方の方にもいろいろ指示をしております。その件について、しっかり見ていただきたい。

それと、一般会計は当初申しました通り、ほとんどが消防費で賄っております。それで消防というのは結局、保険なわけです。何か起つたときに、それで足りるのと。だから、それは議員の皆様方の目標の設定によって、額の移り変わりがある。

会計の内容については、適正に処理されておりますので、後は予算化とかそういうものをですね議員さんの皆様方で、きちんと策定させていただければいいのではないかと考えております。

僕は、消防費は保険費だと思っております。すみません。なぜかというと市民の安全を確保するというのは今、台風でも東北とかいろんな地区で水が出ています。そういう時に、

自分でできるのかと、それに保険をいくらかけるのかと、そういうことではないかと考えております。よろしくお願ひします。

それと最後、9ページの結びの中ほど。私は昨年も申し上げたのですが、消防の人事費の関係で災害救助等出動、1人1回300円です。年間に40万円程度です。頑張ってくださいと言って作った規定を、払わなくていいのじやないかという予算化については、意見ですから言わせていただくと、やはり頑張ってくださいというのではなく、あんた達頑張らんでいいよと、逆なのではないかと思って。この40万円は、悪いのですけど他のことですぐ出ます。はっきり言いまして、市の負担金が来るのでしょうか、出ると私は思っております。

最後にいらないことを言いましたけど一応一般会計と急患センター、それから大島と本木の特別会計の意見を申し上げさせていただきました。これで終わります。すみません。

次は水道会計ですが、これも組合長宛てに1ページ目に出しております。

それから、1ページ目が審査の対象、方法、審査の期間、審査の結果と、こういった形でして書類を見させております。

当初申し上げますが、私も先ほどから何回も申し上げますとおり民間人に近い人間で会計に携わっておりますので、これは営業成績が非常に大事になってきます。ここに資本的支出、資本的収益と書いてありますが、あまり私の方では民間会計ではこういうことはありませんので、ただそれを運用しているだけですから損益の方で申し上げます。

審査結果は、そこに書いてある通り、厳正に経営成績、経営状況も適正に表示しているとみております。

決算の概要、予算等については同じように最後の結びで内容は説明させてもらいます。

その内容については後ほど各細かな数字については説明があると思います。

当年度の11ページの上からいきます。

当年度の収益的収支決算は、総収入31億2,700万円に対し、総費用26億円、31億円に対して26億円ということで、7.5%減少しております。

これは5ページの下側、総収益、総費用の構成比、税抜きということで消費税がついておりませんけどこういうことで、前年より収入は224億円減っていることになっている。

それと6ページ開けていただきますと支出が入っております。

収支差額、ここが利益のところです。そして、頭の方が27年度、右に書いてある真ん中が収支差額、これが去年の分です。4,243万9,563円減っております。この差額はここに書いていませんが7.5%ということでございます。

先ほど11ページに戻っていただきまして、1番上の7.5%ということです。

総収益は、営業収益が435万9,000円。それから営業外収益が1,809万5,000円。

特別利益 3,000 円減少ということで、前年として 2,245 万 1,000 円。これも 5 ページの 1 番下の右下を見ていただくと数字が出ている。前年に対して 2,245 万 1,008 円が減少という数字が出ていると思います。それから、なお前年度と比較して給水戸数は 1,109 件。給水収益は 4,104 万 5,000 円増加しております。水道利益収入、水道利用加入収入は 1,102 万 4,000 円増加しています。これは加入金ですけど、団地等とか新規の加入があったと考えております。総費用ですが、営業費用が 1 億 770 万 6,400 円増加している。営業外費用が 752 万 5,000 円、これが減少している。特別損失は 3,534 万 9,000 円減少し、前年と比較して 6,489 万 1,000 円増加となっています。

これは 6 ページに戻っていただきますでしょうか。

6 ページの支出計の 1 番右端です。6,489 万 671 円、その数字ということになります。内容は先ほど申したのは上の内容を説明しただけでございます。これらの主な増加というのは、やはり北九州市の包括業務の委託の開始に伴う準備経費とか、固定資産の増加に伴う減価償却。

それから特別損失。特別損失については前年度の会計基準に伴って移行処理を行っていましたが、その影響がなくなったことが挙げられます。減少の原因是。

それから、事業収益性に対する指標。これは 13 ページにあるかと思います。収支比率、上から 2 番目です。120%。費用に対する収益。要は費用より収益の方が上がっていますよと。

次の営業収支、次の次です。これは 101.4 と、大きい方がいいのですが。ここは 100% 超えていますから。

その上の計上収支比率。民間ではここが一番大事なわけです。計上収支ですから、ずっとコンスタントに行っている。それが、収益性がどれだけあるか、これも上の総収支比率の 120% と変わりませんので、非常にいいのではないかと思っております。130%、140% になればなるほどいいのですけど、水道というのは公的事業の行う行為ですから、利益をあげても民間の一般の方たちの水道料を下げれば、結局減っていくわけですから。公的機関ということであまり上がるのもよろしくない。

それから水道料の収納率。さっきの不納欠損の状況の処理の話ですが、先ほどいろいろ質問が出ましたけれど、同じように私も監査委員としても思っております。

それでもう 6 か月ぐらいになりますが、毎月、ランクをつけて出させてもらいます。私の方に。多い順番にランクをつけて管理を厳しくやってくれと。

そして毎月の状況を私の方に出させております。固有名詞は出せませんけど。

だから、先ほどご質問のありました個別的な帳簿があるのかというのは、あります。それで、特別に大きい方たちについては最高が今 80 万円ぐらいだったと思います。

ただ、ここはいわゆる市の徴収と違いまして、公的権力の行使が中々できない組織です。だから民事になります。だから、1 件 1 件皆様方が言われるように処理するのであれば、弁護士を雇って裁判訴訟の問題になります。そういうのが 1 点。

それから、給水停止。給水停止については、生存権を奪えませんので、その現状を考えながらやってくれと。ただ法人についてはですね、厳しくやってくれと。

先ほど倒産と破産の分がありましたけれど、これ 1 件大きな法人がありまして、それも中身見ております。それを追求できるかどうかというのを判断しました。それはできませんでした。

要は収入とコストの話がどうしても出てくるものですから、そこのラインというのが非常に厳しくなって。数字だけ見ると非常にあれでしょうけど。滞納の不納処分したのは 300 件です。実際に給水戸数というのは 15 万件あります。15 万分の 300 件です。

この率が低いからいいのじゃないかという話はないと思いますけど、普通の状況から見れば、そんなに高い数字ではないと。戸数としては。ただ、中身の金額に対しては、大きなのは即座に手を打たなければいけませんので、その個別管理をやらせております。

不納欠損については、そのような関係で収納率が 6 ページの方に水道料金の収納状況で 96.9%。去年が 96.8% ということで、そんなに他のところと比べて悪いということではない。ただ、それでいいかと言うとそうでもないので、やっぱり管理はきちんとやってくれと、皆さんのおっしゃる通り、指示しております。

総評ですが、その前に財産です。水道の財産この前キャッシュフローで前年度は説明しましたけど、これもキャッシュフローでいきますと、8 ページ 9 ページを見て頂きますと、金いくらあるのかとこういうことです。

上の資産の状況のところで、まず現金預金 38 億 6,200 万円と、これが預金でございます。流動資産の一番上のところですね。2 つ飛んで上にあります投資有価証券、現金化できるものがこの 8 億 9,800 万円ほどあります。

だから、両方足すといいくらですか。47 億円くらいの金はすぐ用意できますということはこの事務組合の状況でございます。

ただ、これは多いとは言えません。一番上を見て頂きますと固定資産の有形固定資産の額が 582 億円あるわけです。そのうち 258 億円ほど減価償却いわゆる価値が減っているということです。たぶん半分になっているのです価値が。ということは大体施設とかダムとかいろいろなものを見ますと、耐用年数が 1、2 年じゃないのです。大元が。持てる期間が長いということは何十年か経っていますと、そうしたら配管についてもそうですが、そこにお金を投資しなければいけないですから、40 何億円あるからいいのじゃないかということはありません。

皆さま方、これをお持ちですか。決算書を。水道会計の。ちょっと長すぎますか、説明が。いいですか。

水道事業会計の8ページ、9ページを開けてください。

見慣れない表があると思いますけど、9ページの左から縦に2行目。建設改良積立金というのがあります。いわゆるここが利益を生んでいるのですが、利益を生んでいるその中から次のために施設のために留保しておく金を、目的をもって積み立てましょうという、建設関係建物とかですね、ダムとかいろんなものの減価償却は50%いっていますので、そろそろここら近所も考えてもいいのではないかと、ということを今考えております。

これはまた後程、事務方には私の方からお願ひすることになるかと思います。そういうことでございます。

それで最終的な総評に移らせて頂きます。

財務会計処理は、ここは優秀で本当にきっちりやっております。毎月見ますけど、変な間違いはないです。

それからここに書いてあるのは、水道事業として少子高齢化に起因する水道使用量の減少に伴う給水の伸び悩みが想定される。主に高度成長期に整備した施設・配管等の経年劣化更新のために多大な費用の増加が見込まれる。私が一番心配しているのはここです。施設配管等の経年劣化です。そこを心配している。

それから、このような状況から①給水及び公益運営による経費節減それから②配水量のロスを無くす有収水量率(90.2%)の向上。これは7ページを見ていただきますと、上から表8というものがありますけれども、これの下から3行目、有水水量率。

前年度が91.1%、今年が90.2%ということで0.9ポイント。この意味は出した水が、いくら金になっているかという率です。

だから例えば10リットル出したけど9リットル分しか金もらっていないことです。ということはロスになるわけです。経費はそれだけ掛かる。だからこの率を上げる。北九州市はあまりよくない。ちょっとといいくらいですね。宗像より。

しかし、福岡は95.5%ある。この5%はものすごい水量の差になる。総水量、どこか書いていませんかね。上に書いていますね。真ん中付近、年間配水量9億1,291万7,228m³と、この5%ですから相当の差になる。だから、そういうロスをなくすために、今お願ひをしております。

その向上のために作業は順調に進んで、後年内にお願いしていたのですけれど、いろんな都合でできなくて、ほぼ出来上がりつつあります。システムが出来上がると、どこが悪くてどこがいいとか、どこの有収率が悪いというのが出てきますので、そういうところは、漏水がある可能性があるわけです。

要は出した水が金になってないということはどこかで漏れているということです。それ

とこれの誤差は、漏れているのがわかるのと計器の精度性の誤差があるので、それが多少あるのですけども一番問題は漏水です。漏水が起こると地盤沈下でその工事費とかも管だけの交換ではなくて工事の費用が増しますので、そういうのを減少できるということで、今水道の方には今一番にこれを言っております。

それで、安全な水の供給ということでお願いしております。以上で水道会計の方の意見書の説明を終わります。

それから最後に、健全化を図る審査意見ということで1枚の紙があるかと思います。

資金不足無しということで、意味は次のページ見ていただくとわかると思うのですけど、流動負債から流動資産、いわゆる預金とかからと未払い金とかいろいろあるではないですか。その金を引いたときに赤になった数字が、どのくらいかと。20%と言うのは赤が20%ありますということなのです。この指標の健全化基準は。

本来は逆なのです。マイナス20%と書けばわかりやすいのですけれども、20%と書いていますが、ここは下の計表のところに書いてある通り、赤ではなくて黒になっていますからパーセンテージは出ません。健全化に間違いない問題はない指標になっております。

以上3点、長々と説明しましたが、これで終わらせていただきます。

○吉田議長

それではただいまの決算報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

石松議員。

○石松議員

代表監査委員から大変丁寧によくわかりやすく、一般会計等から水道事業会計からしていただきました。

私も今日ここで確認したかったのは、先ほども代表監査委員がおっしゃいましたが、この水道事業会計の中で、まさに総評のところの2つの項目がありますが、ロスをなくすということで、有収水率が前年と比べてマイナスの0.9ポイント少なくなっている。

有水率が少なくなっているということは、これはおそらく老朽管、これが当然ですけども、経年劣化等々で漏水が増えてきているのだろうと思っていまして、そのところをどう対処するような計画等を持っていらっしゃるのかと思って関心がありました。

それで先ほど代表監査委員の方から、今システムを作っているのだという話。どこで漏れているとかいうことが分かるのだったら、これはすごいシステムになると思っていますが、これはどういったシステムで、漏水箇所が分かるような形の仕組みを作られているのか、ご教授いただきたいと思います。

○吉田議長

どなたが。代表監査委員でいいですか。

外園監査委員。

○外園監査委員

はい、外園です。

いわゆる、各ポイントに機器を置いていまして、そこで出た数量それと、もとから出す数量それをコンピュータでしている。具体的な中身は、主幹の方から説明します。

○吉田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

ご説明いたします。

浄水場の方で作った水を、どれくらい送っておるかというのを流量計で監視しております。データを取っております。

各配水池に、どれくらいの水量を送っておるかというようなことで、年間どれくらい出ているのかということを把握しております。その数字と料金システムの方で、どれくらいの水量が調停に上がりまして、収入となっておるかというところで、料金システムの方でまた把握をしております。

料金システムの方を、各配水池にどれくらいの料金が収入となっておるかというところで、水量を把握できるように配水ブロック、配水池ごとの水量を反映できるようなところを、今作業をしております。

浄水場の方の送り出した水の量、配水池に送り出した水の量で、料金システムの方の収入となった水量、配水池ごとの収入となった水量、ここを対比させてまして、各配水池の配水ブロックごとで、どれくらいのロスが出ておるかというのを把握できるように今水量を合わせております。

以上でございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

今のご説明であれば、浄水場からAまたはBまたはCという配水池があります。

ここでの比較相対というお話だったと思いますけれども、私が聞いたのは、その後のA配水池、B配水池、そこから本管がずっと私たち、団地等々に配管があって各家庭で

取り込んでいるわけですけれども、その辺のポイントポイントで漏水等が分かるのか、ということを私はお聞きしたのであって、今の数字、あくまでもそれは本当に粗方の数字であって、Aの箇所、Bの箇所ということには、ピンポイント施設の、漏水が発生しているということは、それではわからないと思うのですけれども。

A配水池が、何百メーター、何キロあるかわからんけれども、その中のどこかが漏れているわけでそれが分かるような形のシステム化というのはなっているのでしょうか。

○吉田議長

矢野主幹。

○矢野主幹

そのシステムですけども、まず配水池の出口の配水流動計がいくら出したというのは、これはコンピュータを使って適正な量が測定できるようにしています。

それと、青谷主幹も説明しましたように、料金収入にかかる料金が調停に上がります。配水池ごとに出します。そうすると、極端に、有収率が悪い地区がやっぱり出てきます。

例えば今さっき説明がありましたように、事務組合の全体の有収率が今全体 91%ぐらいでございますけれども、極端に 80%ぐらいの地区が出てくると、そこについてその地区全体に今もやってまいすけれども漏水調査をします。

これは、深夜ちょっと音が立たないような時に、そういう業務を致す会社がありますので、そういうところで漏水調査をやっていきます。

そうすると、有収率の悪いところ、これはたぶん漏水が多いと思われますので、そのところで漏水調査をかけけば漏水箇所が結構出てくると思います。

そういうことで漏水が分かれば、そのところを修繕するというようなことになりますので、そういうことを今取り組もうとしております。

以上でございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

今の説明では、おそらく以前から漏水調査とはやっていたと思います。

今答弁されたようなことは、別に新しい取り組みでも何でもないのじゃないかと思いますけれども。

私が聞いているのは、何がここで書いていますように、作業は順調に進んでいると。

いわゆる有収率を向上させるための作業は順調に進んでいると書いているから、どういう仕組みで、どういうシステム化をして、いわゆる構成をして今、有収率を上げようとしているのかということをお聞きしているのです。

ただ、今の答弁だったら、今までと変わらないようなことしかやってないよう聞こえるのですけど、いかがでしょうか。

○吉田議長

矢野経営施設課主幹。

○矢野主幹

お答えします。

今までではマッピングシステムというものが入っていませんでした。

マッピングシステムという、給水区域の中に事務組合の配管等を全て網羅した地図がございます。

その中に、うちの配水管を全て書き込んだものを入れています。

そうすると、それを配水ブロックごとに瞬時に抽出できるような形にしています。

そういうマッピングシステムを今、導入していますので、例えばAの配水池のブロックは登録件数が何件あるかというのが、そこそこのブロックで出せるようにしていますので、ブロックごとにコンピュータで調停額をいくら、8月は立っているとか9月は立っているとか、そういうのを瞬時に取り出して、それで有収率をブロックごとに見ていく。

そういうシステムを今開発して、漏水の多いであろうところを、重点的に漏水調査をかけていきたいというようなことでございます。

○吉田議長

どうぞ。次、ありませんか。

杉下議員。

○杉下議員

消防の関係の人員についてのところですが、国が示す整備指針の77～78%しか、結局今、人員配置されてないのですけれども、やはり心配するのは過重労働等になることによって、結局は市民の安全、安心も危ぶまれるということにもなるし、何よりも働いておられる方の健康のことがとても心配なのですが、そのあたりの課題として、今現場のところで、どういう認識を持たれているかということをお聞かせください。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

お答えさせていただきます。

まず、175人の136人になりますと、これ再任を入れてなんですか。現場としては、この数字については極端に下がってきている状況ではございません。

まず、消防力の整備指針につきましては、国がある一定規模の自治体を想定して人口等を中心になりますけども、それが平成26年度に改正がされまして、それに伴う救急車の状態とか踏まえて1台あたり何人とか、それを押し並べた数字が175でございます。

現場といたしましては、この数字が特に率が下がったと、充足率が下がったということではございません。

状況を踏まえて、特に負担があるということについてはありません。

ただ、救急隊については、やはり救急増加になりますので、これは先の議会でもお話をさせていただきましたように救急件数の増加に伴う救急隊の増隊を含めまして職員の負担ができるだけ少ないような、現状よりも少なくとも現状維持できる、そういう状況を確保していくことは考えていきたいと思っております。

ちなみに、外園監査委員さんの方が数字的なことは他の地域に比べて宗像が若干、高いような充足率が低いようなこともおっしゃっていただきました。

数字的には、やはり福岡地区につきましては、福岡市の充足率が94.9%、近隣の遠賀が97.4%と、これは突出しておりますけれども、粕屋北部については71.2%、粕屋南部さんについては77.5%、筑紫野については74.1%、春日については71.9%、糸島については78.0%という形です。

宗像はちなみに77.7%ということで、大体ほぼ推移しておりますが、先ほどのお願いしたような形で今後、災害状況の発生と共に、増加と共にについては消防力を従事していくたいと思っております。

以上でございます。

○吉田議長

他にありませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして監査委員に対する質問は終結いたします。

ここで、暫時休憩と致します。

再開は11時25分と致します。

(休憩)

○吉田議長

引き続き会議を開きます。

次に、第 28 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 一般会計 岁入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

議案書の 3 ページ、第 28 号議案についてを説明いたします。

議案書、よろしくお願ひいたします。

第 28 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 一般会計 岁入歳出決算の認定について」

地方自治法昭和 22 年法律第 67 号第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

それでは、お手元の決算書に基づきまして説明をさせて頂きます。

別冊の一般会計決算書の 2 ページ 3 ページをお開き下さい。

平成 27 年度の決算について、歳入決算は、予算現額 16 億 3,191 万 3,000 円に対し調定額及び収入済額は同額で 16 億 2,056 万 905 円となっております。

予算現額と収入済額との比較では 1,135 万 2,095 円の減額でございます。

次に 4 ページ 5 ページをお願いいたします。

歳出合計でございますが、歳出合計は予算現額 16 億 3,191 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 15 億 9,019 万 2,248 円、不用額が 4,172 万 752 円生じております。

歳入歳出差引残額は 3,036 万 8,657 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして事項別明細書によりまして、主な決算内容について説明をいたします。

事項別明細書 6 ページ 7 ページをお願いいたします。

歳入のうち 1 款 分担金及び負担金は、当初予算額に 925 万 5,000 円を増額補正いたしまして 14 億 7,243 万 6,000 円となっております。

これは平成 27 年度に寄贈された救急自動車に積載いたします資機材を購入するため消防費負担金を増額したものでございます。

予算額に対しまして収入済額が 72 万 3,000 円の減額となっておりますのは、資機材購入の入札執行残が生じたためでございます。

関係費の負担金額は備考欄への記載の通りでございます。

続きまして 8 ページ 9 ページをお願いいたします。

4 款 繰入金 972 万円は、急患センターの空調設備更新の費用に充てるために財政調整基金を繰り入れたものでございます。

それから 6 款 諸収入は、当初予算額 4,296 万円に対しまして収入済額は 3,292 万 7,362 円となっております。

次に 10 ページ 11 ページをお願いいたします。

6 款 諸収入のうち 2 款 1 目 1 節 雜入が予算額に対しまして減額となりました。

これは福岡都市圏共同事業基金の助成対象事業であります福岡市消防局本部庁舎改修工事費が減額となりまして、それに伴いまして助成金が減額になったということによるものでございます。

7 款 組合債でございます。

契約額の確定等によりまして、当初予算から 1 千万円を減額補正いたしまして 7,120 万円となっております。

これは化学消防ポンプ自動車の更新及び消防救急デジタル無線設備工事のための消防債でございます。

次に、歳出につきまして説明いたします。

12 ページ 13 ページをお願いいたします。

1 款 議会費は、支出済額 268 万 6,656 円でございます。

支出内容は備考欄の通りでございます。

2 款 総務費は、当初予算額から 191 万 3,000 円を減額補正いたしまして、支出済額 2,877 万 5,105 円となっております。

14 ページ 15 ページをお願い致します。

総務費の支出のうち主なものでございますが備考欄に記載しておりますが、派遣職員に対する負担金でございまして 978 万 6,892 円となっております。

次に 18 ページ 19 ページをお願いいたします。

3 款 衛生費でございます。

当初予算額から 780 万 5,000 円減額補正いたしまして、支出済額は 1 億 5,457 万 2,771 円となっております。

20 ページ 21 ページをお願いいたします。

主な支出でございますが、2 款 清掃費 1 目 し尿処理場費 13 節 委託料でございます。

支出済額 1 億 1,301 万 644 円のうち、し尿処理施設の管理委託料が 1 億 511 万 6,400 円となっております。

4 款 消防費でございますが、当初予算額に 541 万 9,000 円を増額補正いたしまして支出済額は 13 億 6,096 万 2,908 円でございます。

主な支出は消防職員 132 名分の人物費で、11 億 3,641 万 5,097 円となっております。

人物費以外の主な内容につきまして、各節ごとに説明をさせて頂きます。

22 ページ 23 ページをお願いいたします。

11 節需用費でございます。

支出済額が 4,125 万 9,718 円、そのうち消防本部の電気設備修繕工事 380 万 3,760 円につきましては緊急を要しましたため予備費を流用させていただいております。

15 節工事請負費でございます。

支出済額 3,091 万 5,000 円で、主な支出内容は 25 ページでございます。

25 ページの備考欄の下の段、12 通信機器整備事業の消防救急無線デジタル化整備事業費 2,991 万 6,000 円が主な支出の内容でございます。

すみません、再度戻っていただきまして 22 ページでございます。

22 ページ 18 節備品購入費でございます。

支出済額は 6,913 万 8,018 円で主な支出内容でございますが、25 ページをお願いいたします。

25 ページの備考欄の中段、11 消防車両維持管理事業の化学消防ポンプ自動車購入費 4,838 万 4,000 円及び 27 ページでございます。お願いします。

この 27 ページの備考欄の中段、15 救急資機材整備事業のうち救急資機材、これは AED 及び救急資機材等の 1,265 万 7,014 円となっております。

すみません。再度 22 ページ 23 ページをお願いいたします。

22 ページ 23 ページでございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、支出済額が 3,818 万 6,489 円でございまして、主な支出内容といたしましては、25 ページの備考欄の下段、12 通信機器整備事業のうち福岡都市圏消防通信指令業務共同運用関係負担金 2,983 万 3,817 円が主な支出内容でございます。

以上で歳出の説明を終わりまして、引き続き財産に関する調書の説明をいたします。

財産に関する調書の 31 ページをお願いいたします。

1 公有財産土地及び建物につきましては、前年度からの変更はございません。

それから 33 ページをお願いいたします。

2 の物品でございます。

化学消防ポンプ自動車など計 4 台の更新を致しておりますが、総台数に変更はございません。

次に 34 ページ及び 35 ページをお願いいたします。

3 の基金でございます。

急患センター空調機器更新工事を実施するために財政調整基金 972 万円を取り崩したもののが主な変動でございます。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして別冊でございます。

決算に関する主な施策の成果報告書の説明をさせていただきます。

成果報告書の 2 ページをお願いいたします。

決算にかかる主要な施策の成果報告書の 2 ページでございます。

(2) 岁入決算の表でございます。

決算額は対前年度比 2 億 6,191 万 7,000 円の減、86.1% の 16 億 2,056 万 1,000 円となっております。

減額の要因でございますが、消防救急無線デジタル化整備事業のための地方債の起債額の減額、前年で 3 億 5,000 万円減額となっておりますがこれによるものでございます。

それから(3)表の歳出決算額でございますが、対前年比 2 億 6,022 万 1,000 円の減、85.9% の 15 億 9,019 万 2,000 円となっております。

これも減額の要因でございますが、消防費のデジタル化整備事業費の減によるものでございます。

次に 4 ページをお願いいたします。

4 ページの 3、一般会計の主要な施策の成果でございます。

この中で議会費の関係では、定例会 2 回、臨時会が 2 回と、それから広島・兵庫への視察研修がございました。

総務費関係でございますが、広報誌の発行を 3 回行いました他に、3 回の情報公開個人情報保護制度運営審議会におきまして、異議申し立てにかかる審議がございました。

監査委員費の関係でございますが、出納検査、定期監査、決算審査がございました。

次に 5 ページをお願いいたします。

5 ページ(3)衛生費でございます。

このうち①ア a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表をお願いいたします。

し尿処理場への搬入量合計は、対前年度比 2,433.1 t の減の 2 万 258.8 t となっております。

b の表汚泥処分量につきましても対前年度比 214.3 t の減、462.6 t となっております。

それからイの環境測定値(放流水)の水質検査結果につきましては、国の基準値を大きく下回っております。

最後に 6 ページをお願いいたします。

6 ページでございます。消防費関係でございますが、主な事業といたしまして中段の

化学消防ポンプ自動車の更新、消防救急デジタル無線接続工事などを行っております。

以下のページでは消防救急活動の状況や防火対策物への査察、講習会の実施状況その他職員の研修状況などを記載しております。

これを持ちまして「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

永山議員。

○永山議員

小さいものですけれども、7 ページにあります会議の使用料 33 万 5,000 円、これはどこの会議室のことを指して言っているのか、それとあとの自動販売機設置等の料金が 181 万円ありますが、最近は災害があるとお水がただで出でるとか、その時には飲料がただになるとかそういうような特別な災害用のものが出ておりますけども、自動販売機はそういう形のものが何機か設置をされているのか、またその予定が将来的にあるのか、その 2 点お伺いいたします。

○吉田議長

中山企画財政係長。

○中山係長

企画財政係長の中山です。

まず会議室使用料 33 万 5,000 円ですが、こちら宗像自治会館、宗像市役所の前にありますそちらの 2 階で、会議室貸館を行っています。

この年間の使用料が 33 万円となっております。

自動販売機につきましては、こちらの建物から消防各建物、自治会館、急患センター・尿処理場等、各職員が配置されている施設に自動販売機を 1 台から 2 台、3 台ずつ置いております。

自動販売機につきましては、おっしゃるような災害のものには現在対応しておりませんので、今後入れ替えの時期を見ながら設置事業者を公募で募集しておりますので、その際、次期の更新につきましては、検討していきたいと思います。以上です。

○吉田議長

永山議員。

○永山議員

将来的にやはり自動販売機というのは、多く皆さん知っていることだと思います。

災害があった時にはということは。

ですからやはりそういう対応に変えていただきたいなというふうに思っております。

それから、この会議室の使用料ですが、自治会館というのをここで持っているわけなのですけれども、事務組合で。

こういう財産にも、自治会館が入っておりますが、この自治会館での使用とか、事務組合で自治会館を持って、そして継続して持っていく必要性と言うのですか、活用とかそれがどういう形で使用されるのか、していこうとしているのかというのがちょっとよくわからないのです。

その内容を教えていただきたいと思います。

○吉田議長

安部事務局長。

○安部事務局長

安部でございます。

宗像地区自治会館でございますが、場所は宗像市役所を出た正面のところにございます。

以前は、財産組合等が事務所として入っておりということで、宗像・福津両市の財産として存在しておりましたけれども、今は事務組合が引き取りまして、事務組合の財産として使用しております。

使用目的としましては、特に積極的にどう使っていこうかという施設では今のところございませんで、貸館的な使用ということで2階の会議室が主に貸し出しております。

1階には、福岡の農業共済組合が事務所として一部、部屋を貸しておりますし、福岡県の児童相談所も1階に事務所を今貸した状態でございます。

費用につきましては、基本的に共益費等を払っていただいております。会議室につきましては、一般的にも貸し出しある一応しております。使用料につきましては、組合の条例に定めた料金をもらっております。

今後でございますけれども、施設等もそんなに新しいものではありません。老朽化が年々進んでおりますし、修繕費用も一定の費用がかかっておりますので、実は元々、両市の財産でございますので、今、両市にも協議・調整をさせていただいて、将来どうやって使っていくかという方向性を出してしていくかということで協議をしているところでございます。

両市の財産の部分ではございますので、中々そこがどういうふうに整理していくのか積極的に使う方法があれば、またそういう方法も探していかなくてはいけないですし、今のところこれから先の方法を協議検討中ということでございます。

○吉田議長

いいですか。

他に、福田議員。

○福田議員

はい。

施策の成果報告の 5 ページなのですけれども、衛生費で、生し尿、浄化槽、汚泥搬入量が前年度と比べて減っておりますけれども、これは福津市さんの方の下水の普及率が上がってきている成果かなというふうに理解しております。

曲のし尿処理場の施設の使用期限も絡みまして、あと何年後に返還でしたでしょうか。その後の生し尿の処理がしっかりとできるのか、将来の展望をお聞きしたいと思います。

○吉田議長

安部事務局長。

○安部事務局長

宗像地区浄化センターという名称でございます。

今、宗像・福津の下水以外のポンプが特に合併浄化槽とか汲み取りの関係の処理をしておりまして、下水化が両市どんどん進んでいく中で、搬入量等は減っている状況です。

これにつきましては、色々と地元の方にもご協力していただいて、調整・了解等を図りながら、事業も進めさせていただいておるところでございます。

今この地元とも両市との事業の状況も図る中で、浄化センターの使用期間が一応定められておりまして、現在の期間としましては、使用が平成 36 年の 3 月末まで使用期間でございます。その後 1 年半、37 年の 9 月末の間にあそこの施設を処分するというようなところで進められております。

今処分しております、し尿関係につきましては、両市の方で下水化を進められるということと、併せてそれぞれの市で施策を今後検討していただくということになると思います。

以上です。

○吉田議長

他にありませんか。

末吉議員。

○末吉議員

関連して 5 ページの成果報告書の汚泥処分量についてお聞きしたいのですが、脱水汚泥発生量、26 年度が 676.9 t、27 年度が 462.6 t と、その差が約 214 t ある。

全体の脱水汚泥量の 3 分の 1 に相当する量が大きく減少しているのですが、これについての説明がないが、生し尿そのものは 1 万 7,000 t に対して、1 万 5,000 t と約 2,000 t の減少、その 26 年と 27 年のし尿量の割合から言うと、この脱水汚泥発生量の大きな現象がどういう原因によるものなのか、お聞きしたと思います。

それから、処理費経費の中で、人件費が 1 千 800 万円ほど大きく減少しているのですが、この人件費がこれだけ減少する中で、このし尿処理については、どこにこの減少分が行っているのかなど、委託料が特に増えているわけでもありませんし、その影響についてはどういう理由なのかお聞きしたいと思います。2 点です。

○吉田議長

はい、経営施設課主幹。

○矢野主幹

経営施設課矢野と申します。

第 1 問目の脱水汚泥の減り方が非常の大きいという点でございますけれども、この点に関しましては、今私のことろでも、この 3 分の 1 程度減少しているというところの原因は、まだ掴めておりませんので、後で調べて報告させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○末吉議員

(了承)

○吉田議長

2 点目について、安部事務局長。

○安部事務局長

もう 1 点の質問でございます。人件費の減でございます。

26 年度が 2,246 万 2,000 円と、27 年度が 442 万 9,000 円ということでございますが、これは従来からの浄化センターを担当しておりました職員が、事務組合のプロパー職員でございますけれども、その人件費でございます。

現場の人事費ではございませんので、事務の人事費ということでご理解いただきたいと思います。

この減りました原因は、退職によりましての減ということと、その後再任用ということで業務を行っておりますので、正職員から再任用に代わりました減と、事務は事務組合の事務の内容でございます。

○吉田議長

1点目は、後でということで。

2点目の人事費については、いいですか。

○末吉議員

(了承)

○吉田議長

他に、石松議員。

○石松議員

消防本部の本体の方について聞きしたいと思いますけれども、先日私たち議員も筑紫野関係に視察に行かせてもらいました。

そこでおそらくうちの消防本部も老朽化等々経年劣化等があろうかと思いますので、そのための調査という目的で視察に行ったのだと思います。

そこで今この組合の貯金を見ますと全部合わせても3億8,500万円、それぐらいしか今貯金はありません。

しかしながら実際にああいったセンターを、また新しく消防本部の建て替えをするとなるとおそらく数十億いるのだと思いますけれども、まず今お聞きしたいのは、今本部が築年数は何年ぐらい経っているのかということが1つと、またこれ、耐震対応ができているのかどうかということ。

ここはご存知のように西山断層の上にありますので、マグニチュード7.3または8強が想定されておりるのでその時には大丈夫なのかどうか。

熊本の方の大地震でも相当の庁舎等が使い物にならないような状況も多々ありましたので、「いざ鎌倉」の時に本部がそんな状況では話になりませんので、それについての今後の予定についても合わせて計画等がありましたらお聞きしたいと思います。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

お答えさせていただきます。

まずは、本部庁舎の建て替えの予定は現在のところございません。

49 年に建築され、63 年に増築、16 年に改築しておりますので、本体から申しますと 43 年ほど経過しております。

本体は RC 構造でございますので、一応耐用年数は 50 年等々見込みとしております。

それからその他の分につきましては、耐震につきましては国の基準に基づいた耐震補強を行っておりますので、ただ今回熊本の震度 7 が 2 回来たことについては、国の方も今後官公庁との見直しも出てくるかもしれません、新基準に基づく分は今後の状況になると思いますけれども、現段階では耐震補強はさせていただいております。

以上でございます。

○吉田議長

石松議員。

○石松議員

現在の状況では耐震補強はしているということなので、想定されていますマグニチュード 7.3 とか 8 とかが来た時でも、あの本部は持ちこたえられるということで理解していくいいかどうか、再度確認したいと思います。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

私の知識等では、今完全にすべて大丈夫だとはお答えできませんけれども、耐震強度的なものについては、現段階で想定できる数字では満足させていただいておりますので、将来に渡ってどのような地震に耐えるそこまでは、ちょっと私もわかりませんが現段階では大丈夫と思っております。

以上でございます。

○吉田議長

他にありませんか。

福田議員。

○福田議員

同じく消防に関して 1 点質問いたします。

非常に国の指針の 175 人に対して 136 人で運営されているということで、日々消防の皆様はご苦労されているなということで敬意を表したいと思いますけれども、先ほど外園監査委員からご指摘ありましたように、予算にも関連するかと思いますが、非常に今災害に対する国を挙げて、災害予防については体制をしっかりとつけていかないといけないという中で、消防の皆さんが災害に対してやはり迅速に動いていただく、なくてもいいのでしょうけれども、よりモチベーションが少しでも上がるよう、やはり災害救助等の出動手当っていうのは今回予算になかったわけですから、今後予算化するということで前向きに検討、来期の予算になると思いますけれども、しっかりとその辺は予算化した方がいいのじゃないかなと思いますが、意見をお伺いしたいと思います。

○吉田議長

安部事務局長。

○安部事務局長

監査員から昨年もご意見いただきました分でございます。

この手当につきましては、経緯を申し上げますと行財政改革の中でいろいろと検討されて、不要ではないのですが、色々と検討結果によりまして減というか、手当てがなくなりたというふうなところもございますので、そういう事情も汲みながら両市財政負担にも額に関わらず関わっていきますので、両市の財政とも協議しながら次年度の予算につきましては、またその中で検討させていただきたいと思います。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

消防についてお聞きしたいのですが、ファイヤーレポートの 66 ページを見ていただきたいのですが、過去 10 年間の救急出動件数及び人口の推移ということで、本当に平成 21 年あたりから急激な右肩上がりで出動件数が増えているのです。

最近では福津市さんも含めて、両市の人口が増加傾向にあるという中で出動件数がやっぱり増えているという状況の中で、先ほど監査委員さんから指摘されている国が示す消防力の整備指針が 175 人に対して現状では 136 人ということで、いずれやはり何らかの障害が出てくる可能性だってあると思うのです。

それで緊急出動の概況を見ますと、91 分に 1 件の割合で出動。

それから現場到着が 8.1 分、それから医療機関までの到着平均が 30.9 分とトータル 40 分 1 件に当たりかかっているわけです。

帰ってくる時間まで入れますと、帰ってくると同時に出動しているような状況ですね。現状として特に冬場は、時間帯が集中して救急車の出動とよく私どもお見掛けします。それで執行部に聞きたいのは、監査委員さんが指摘しているように国の整備指針内であれば、両市の負担、地方交付税の基準算定枠の中に、人件費、消防署員の定数を増やすことに対する国の補助が、需要額としてきちっと算定されるのかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

まずポイントになります国の消防力に対します基準財政需要額、これについてと消防力の整備指針この関連でございますけれども、関連は直接ございません。

と申しますのは、国の基準財政需要額に基づきましては、人口 10 万を標準団体として人口形態あるいは諸所の配置等あとはその辺を含めまして、想定をした数字で給与等も含めてはじき出した数字でございます。

後、消防力の基準につきましては、例えば宗像地区に置きましては 4 署所、大島入れて 5 署所ございます。

5 署所あるならば、そこには消防車何台、消防団等の関連も含めて減ずるのは何台までできますと、その代わり職員は救急車 1 台について何名ということで、そこの地域情勢における配置状況に基づく算定人数を国が示したものでございますので、消防力の整備指針と基準財政需要額、交付税の関連は、直接はございません。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

私が質問としてお聞きしたかったのは、国がそういう地域の実情を踏まえて消防力はここまで整備しなさいよという指針出しているわけですから、その指針に合致するような消防力による職員の増については、基準財政需要額の中できちんと見てもらえるのですかと。

両市が単費でそれを人件費については負担しなくちゃいけないということではないというふうに思うのです。

その絡み合いが、国の水準はここまでだけでも、この辺りまで整備する分については十分国の算定需要額の枠の中で増やせるという見通しは立たないのでしょうかね。

だからそういう検討をされているかどうかということです。

さっきは、一方では形としては少数精銳で、一生懸命頑張っておられる。災害救助等出動手当は行革の名のもとに出しよらんと。でも少ない人数で頑張りよるのに、頑張ったであろう手当も削つとるという現状ですから、両市が財政的な負担が無くても消防体制というのは強化できるのかということをお聞きしたいです。組合長か副組合長お願いします。

○吉田議長

谷井組合長。

○谷井組合長

その点については両市の方に持ち帰って中身についてもう少し精査させていただきたい。

交付税の問題あるいは、手当の問題。

手当の問題は、先ほど言いましたように、一応合理的なもの消防においても例外でないという形の中で、需要に見合った必要数という形で検討した結果です。

これは確かに国の方の基準はありますけど、実態としては必ず乖離している部分はあるわけですから、やっぱり実態を重視する。

先ほど議員がおっしゃりましたように、救急出動数がものすごく増えているということについては、当然それに必要な手当てを考えていかないといけないと思います。

そういったものも含めて総合的に考える必要があるので、これはそれぞれの両市の方にその辺は検討するということは大事だと思います。

○吉田議長

他にありませんか。

石松議員。

○石松議員

衛生費の件で、宗像浄化センターの件、先ほど少し答弁がありました使用期限と閉鎖はいつということで、あと残り7年8年しかないわけですけども、そこで年度別にずっと搬入量の減少の計画があったかと思います。

もともと宗像市はわずかだったですが、福津市さんの方が計画通りにおそらく公共下水も普及していると思われますので、計画通り進んでいるかと思いますけれども、その辺がどういう状況なのかが1点と、閉鎖した後におそらく解体をしないとあのまま残すっていうことはできないかと思いますので、その解体するにあたっても2億とか3億とかまた費用が掛かるかと思いますけれども、その点については今貯金を見てみますと、

大した貯金もありませんので、そのことについては積み立てをするのか、それともそのかかるときに両市でもっとお金を出して費用に充てるのか、どういう計画を持っていらっしゃるのかについてお聞きしたいと思います。

○吉田議長

小山副組合長。

○小山副組合長

福津市の下水道整備は今 27 年度最終、つまり 28 年度 3 月で 95.6% だったろうと思います。

そこらまで来ておりますので、あとわずかで終わります。

あと 1、2 年で公共下水道に終わるというふうに努力をしております。

○吉田議長

2 点目について、安部事務局長。

○安部事務局長

解体の関係のご質問でございました。解体につきましては、またこの後使用期限が終わりまして、一応解体というような申し合わせで進んでおりますけれども、解体の費用がいくらかかるとかその費用をどうするかというのは、今からちょっと調整を図っていくような状況でございます。現実としましては。

この清掃費にかけられます目的基金ですが、これが 7,200 万円ほどございますけども、それでは到底足りないと私は思いますので、その後の使用がどうなるかも含めて今後は検討していくかなくてはならない部分でございます。

現在の状況はそういうことでございます。

○吉田議長

他に。

(なしの声)

無いようでしたら、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして討論を終結いたします。

これより第 28 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 28 号議案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

(休憩)

○吉田議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど質問によって後でお知らせしますということで、経営施設課矢野主幹お願いします。

○矢野主幹

午前中の質問答えさせていただきます。

し尿処理の搬入量の減少と汚泥発生量の減少の比率がえらい差があるというような質問でございましたけども、26 年度に福津市の方でコミュニティープラント、結局団地用の大型の合併浄化槽なんかが公共下水道に取り込まれまして、コミュニティープラントこれが廃止になっております。

その関係でそこの浄化槽のものを全て浄化センターに持ってきたとそういうことで、この中には砂とかどうしても浄化センターで処理しきれないそういうものが、大量に発生しまして、その分で 26 年度の発生汚泥量が大きく増えております。

それで 27 年度については、通常の汚泥ですので発生量が多くなるということが少なくなったということでございます。

以上でございます。

○吉田議長

いいですか、末吉議員。

○末吉議員

(了承)

○吉田議員

それでは、続いて第 29 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業特別会計 岁入歳出決算についての認定」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

はい、それでは議案書の 4 ページをお願いします。

第 29 号議案を説明します。

第 29 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」

地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

それでは、お手元の決算書に基づきまして、説明をいたします。

別冊の急患センター事業特別会計決算書をお願いいたします。

2 ページ、3 ページでございます。

歳入合計でございます。

予算現額 2 億 7,847 万 7,000 円に対しまして、調定額は 2 億 9,479 万 9,109 円。

収入済み額は 2 億 9,464 万 9,659 円、不納欠損額はございません。

収入未済額は 14 万 9,454 円となっております。

予算現額に対します収入済額の比較では、1,617 万 2,659 円の増となっております。

次に 4 ページ 5 ページをお願いいたします。

歳出合計でございます。

予算現額 2 億 7,847 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 6,057 万 433 円となりまして、不用額 1,790 万 6,567 円生じております。

歳入歳出差引残額は 3,407 万 9,226 円で、これを全額翌年度へ繰り越します。

続きまして、事項別明細書によりまして、主な決算内容についてご説明を申し上げます。

6 ページ 7 ページをお願いいたします。

歳入のうち、1 款 診療収入は当初予算額 1 億 9,594 万 9,000 円から 898 万 7,000 円を減額補正いたしました。

予算現額 1 億 8,696 万 2,000 円に対しまして、調定額は 2 億 328 万 3,804 円、収入済額は 2 億 313 万 4,354 円、不納欠損額はございませんで、収入未済額は 14 万 9,454 円となっております。

本年 2 月上旬時点では、受診者数が大幅に減少するものと見込んでおりましたために

減額補正をいたしましたが、2月中旬～3月中旬にかけましてインフルエンザが流行りました。その結果、予算額を上回る収入となっております。

次に、2款 分担金及び負担金でございます。

予算現額、調定額、および収入済み額はいずれも同額で3,782万3,000円となっております。

関係市の負担金額は備考欄への記載の通りでございます。

3款 繰入金でございます。

195万8,000円を減額補正いたしまして、972万円を一般会計から繰り入れ、急患センターの空調設備更新の費用に充てております。

次に歳出について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款 急患センター運営費でございます。

171万3,000円を減額補正いたしまして、支出済額2億4,616万9,373円となります。主な支出内容でございますが、13節の委託料、支出済額が2億3,444万9,846円のうち、急患センター管理委託料2億3,348万1,734円の他、急患センターの空調機器更新に要した15節の工事請負費972万円となっております。

2款 公債費でございます。

地方債の元利償還金といたしまして支出済額1,440万1,060円となっております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして別冊の決算に関わる主要な施策の成果報告書の説明をいたします。

別冊成果報告書をお願いいたします。

9ページでございます。

(2)歳入決算の合計額は対前年比1,644万6,000円の減、94.7%の2億9,465万円となっております。

減額の要因でございますが、診療収入の減によるものでございます。

(3)歳出決算の合計額でございますが、対前年比655万6,000円の減、97.5%の2億6,057万円となっております。

減額の要因でございますが、急患センターの管理委託料の減ということでございます。

次に10ページの下の方でございますが、5、急患センター事業特別会計の主要な施策の成果でございます。

このうち(2)急患センター利用状況でございますが、受診者数は対前年比828人の減、95.5%の1万7,700人となっております。

次に11ページをお願いします。

④市町村別患者数では宗像市48.1%の8,512人、福津市20.6%の3,649人、組合関

係市以外の受診率は 31.3% の 5,539 人となっております。

これをもちまして「平成 27 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業特別会計 歳入歳出決算」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に移ります。質疑ございませんか。

福田議員。

○福田議員

先程外園監査委員からご指摘がありましたように、繰越金が出ていると。

そもそも繰越金が出るくらいなら、負担金を初めから減らしたらどうだというご指摘がありました。

負担金がどうなっているかというと、福津市と宗像市がそれぞれ負担をしているわけなのですが、今この成果報告書を見ていて、要は市町村別患者数、これを見ましたら宗像市が 48.1%、福津市が 20.6% 合わせて 68.7% ですから、3 割強の人は他市から宗像・福津市以外の市町村の方が利用されていると。

となれば、他の市町村からもやはり負担金を少し取ってはどうだっていうふうに話が以前から出ていたように思うのですけれども、そのところのご検討はされておられますか。

○吉田議長

安部事務局長。

○安部事務局長

他の自治体の利用者ということで、以前からずっと古賀市が次の利用者が多い市でございますので、古賀市の方には平成 22 年からずっといろんな文書でございますとか、直接、事務局長、次長で参りまして、申し入れをして、色々と手立てをいたして参りましたけれども、中々古賀市の方の回答も、古賀市として構成団体でやらないところは出す根拠がないということで、中々ご理解といいますか、了解いただけない中でずっとやっておりますけれども、状況としましては変わっておりません。

急患センターでございますので、診療を断るわけにもいきませんし、両市の市民サービスを中心に設置された医療機関でございますけれども、それは救急医療の役割としては、どの患者さんも公平に見ていかなくてはいけないという役目もございますので、以前からずっとご意見いただいております負担金をということで、今後も検討なり申し入れをさせていただこうというふうには考えておりますけれども、実状としてはなかなかご了解いただけないというのが現状でございます。

進展したのかと言われますと、進展はあっておりません。
以上でございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

はい、そういうご事情だということは理解できました。
ただ、古賀市さんは、福津市・宗像市等を全く知らない市町村じゃないと思います。
というのは、玄海環境組合は一緒にやっているわけです。その中で一緒に分担金出してゴミは一緒にやっているのです。
では、この急患センターにおいては、去年のデータでは古賀市は 12.1%です。
これを足すともう宗像市・福津市・古賀市で、80%以上の構成になると。
それ以外のところは置いといたにしても、古賀市さんはしっかりとこの 12.1%の割合を持っているわけですから、そこは玄海環境も一緒にやっているのだから、そこは 3 市でもう少し応分の負担金を是非ご協力いただきたいと真剣にお願いされたらどうですか。
全然お願いはしているのだけども進展はないと。なんかちょっとその辺はもうちょっとお願いしても良いのじゃないかなと。真剣にですね。いかがでしょうか。

○吉田議長

谷井組合長。

○谷井組合長

この点については、私が組合長の時からも公文で古賀の前市長にも申し入れたが、無のつぶてということで、医師会の方からも、申し入れしてもらった経過がございます。

ただ問題は、今また新しい市長さん変わりましたので、私としては結論から言えば、もう一回それについては話し合いていきたいと思います。

問題は、やっぱり構成団体ではないので、こういう負担金的なものを払うということについての市民や議会等の理解と言いますか、垣根がありませんので、我々も古賀市、他の市町村の患者を受け入れないということはできない、そういうことを見越した上でのことだと思います。

逆に患者の診療報酬が入ってよかろうがと。そういうふうに切り返してくることもあります。それはちょっと違うと思いますが、そういったことも含めて、再度と話し合っていきたい。医師会とも話していきたいと思います。

○吉田議長

他にございませんか。

末吉議員。

○末吉議員

私もこの問題は何回も言ってきましたので、多分診療報酬としては、医療法の体系からして診療報酬を別途もらうということはできないと思うのです。ただ、本事務組合として運営している急患センターと。

その事業運営に、急患センターの運営上の負担金という形で条例を制定すれば両市以外の方が、急患センターに来られた場合には、得る診療代とは別に 50 円とか 100 円を徴収できるものなのかなどうか。条例制定すればですよ。

そこまでの意思が、この事務組合にあるよということを、古賀なり、その次に多いのは岡垣ですか、そういう自治体に示すという、これは強硬手段ですけれども。それが合法的に可能なのかなどうかというところをお聞きしてみたいと思うのですけど。

○吉田議長

谷井組合長。

○谷井組合長

それはできないことはないかもしれませんけど、調べてみないとわからないんですけどね。ただ、今まで先ほどお話を合ったように、古賀市とは玄海環境組合とも清掃工場の運営もやっていますので、良好な関係がある中で、ここまでやるかという問題は慎重にやらないといけないと思います。というのは、先ほど言いましたけど、古賀市の執行部の方もこの問題を捉えています。

今の市長さんが、前市長の時にも検討することになっていた。その間に市長選挙があって変わりましたですから、また新しい市長になられたので。だからその辺で、もう一回整理しようということです。条例の中で、そういう負担金をとっていくということは、基本的には避けた方がいいと私は思っています。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

市町村の施設によっては、明らかに市民感情との関係ですけど、施設利用料を明確に、基本自治体と自治体外の住民が利用する場合には、利用料金が違うというケースが自治法上もこれ認められていますよね。

そういう意味で、市民感情として両市が負担金という形で運営しているこの急患セン

ターの利用に関しては、そういう別途利用料をいただきますよというのも一つの道理が通ることもありますから。

ただこれに関しては、そこまで議会で声が出ると、条例制定してまで利用料金を取るぞという声が出とるということを、多分組長会議の中で、是非組合長等に出していたいて、長年ずっと言い続けて、言うことを聞かなかつたのなら、そういう強硬手段も取るぞということも言ってしかるべきじゃないかなというふうに思うのですが。

○吉田議長

谷井組合長。

○吉田議長

そういう意見があるということも含めて話し合ってみたいと思います。

○吉田議長

他にございませんか。

(なしの声)

無いようでしたら、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして、討論を終結いたします。

これより、第 29 号議案について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに、賛成のみなさんの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 29 号議案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

次に入ります。

第 30 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 岁入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

それでは 30 号議案を説明いたします。

議案書の 5 ページをお願いいたします。

第 30 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 岁入歳出

決算の認定について」

地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号 233 条、第 3 項の規定により、平成 27 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像市事務組合 組合長 谷井博美。

お手元、決算書に基づきまして説明を致します。

大島簡易水道事業特別会計決算書の 2 ページ 3 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額 2 億 744 万 3,000 円に対しまして、歳入収入済額が、2 億 193 万 9,349 円。

予算現額と収入済額との比較で、550 万 3,651 円の減となっております。

4 ページ 5 ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額 2 億 744 万 3,000 円に対しまして、支出済み額が 2 億 191 万 840 円。

扶養額が 553 万 2,160 円生じております。

歳入歳出差引額は、2 万 8,509 円で、これを全額翌年度へ繰り越し致します。

続きまして、6 ページ以降の事項別明細書により、主な決算内容について説明を致します。

まず、歳入でございますが、1 款 の事業収入は調定額 1,297 万 6,156 円 に対しまして、収入済額は現年分が 1,263 万 388 円、滞納分が 9 万 8,909 円で、計 1,272 万 9,297 円でございました。

不納欠損額につきましては、先ほど報告第 1 号で、説明を致しました 2 万 3,680 円でございます。

また収入済額は、還付未済額 2,594 円を含んでおりまして、全体収入率は、98.3% となっております。

収入未済額につきましては、現年分、18 万 8,798 円。滞納分 3 万 4,381 円。合計で、22 万 3,179 円となっております。

3 款 国庫支出金 7,268 万 1,000 円は、簡易水道事業にかかる国庫補助金でございます。

4 款 繰入金は、7,217 万 3,000 円につきましては、赤字補填も含め宗像市から繰り入れしたものでございます。

次に 8 ページ 9 ページをお願いします。

6 款 諸収入。790 万 6,402 円につきましては、消費税還付金等でございます。

7 款 組合債。3,630 万につきましては、簡易水道事業債でございます。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

10 ページ 11 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、簡易水道管理費 11 節需用費でございます。

支出済額は 537 万 6,993 円で、主な内訳としましては浄水場電気代の光熱水費、201 万 1,429 円、配水管給水管等の修繕費 326 万 1,600 円でございます。

12 節役務費でございますが、支出済み額 275 万 7,310 円の主な内訳でございます。通信運搬費 62 万 9,096 円、水質検査等の手数料 211 万 3,560 円でございます。

13 節委託料でございますが、支出済額が、1,160 万 1,750 円で、主な内訳は施設管理委託料として 875 万 8,800 円、配給水管等の修理業務委託料 118 万 2,600 円でございます。

それから、2 款 1 項 1 目簡易水道事業費の 13 節委託料でございます。

12 ページ 13 ページになります。

支出済額は 714 万 960 円で、内訳は大島簡易水道施設整備工事管理業務委託でございます。

15 節工事請負費、支出済額が 1 億 6,467 万 4,560 円で、大島浄水場をマクロ化設備に更新した費用等でございます。

3 款 公債費の支出済額、808 万 7,685 円は企業債にかかる償還金および利子でございます。

以上で大島簡易水道特別会計決算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして、討論を終結いたします。

これより、第 30 号議案について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 30 号議案は原案に通り認定することに決定いたしました。

日程第 9 第 31 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 本木簡易水道特別会計 歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

第 31 号議案を説明いたします。

議案書の 6 ページをお願いいたします。

第 31 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 本木簡易水道特別会計 歳入歳出決算の認定について」

地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度宗像地区事務組合本木簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

お手元の決算書を基づきまして説明いたします。

決算書の 2 ページ 3 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額 680 万 5,000 円に対しまして、収入済額が 620 万 9,758 円で予算減額と収入済額との比較で、59 万 5,242 円の減となっております。

次に、4 ページ 5 ページをお願いいたします。

歳入合計でございます。

予算現額 680 万 5,000 円に対しまして、支出済額が 620 万 5,161 円で、不用額が 59 万 9,839 円生じております。

歳入歳出差引額は 4,597 円で、これを全額翌年度へ繰り越し致します。

続きまして 6 ページ以降の事項別明細書によりまして主な決算内容につきまして、ご説明を申し上げます。

6 ページ 7 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款の事業収入は調定額 151 万 2,746 円に対しまして、収入済額は現年分が 151 万 2,239 円、滞納分が 2,229 円、計 151 万 4,468 円でございまして、収入済み額が調定額を 1,722 円上回った形となっておりますが、これは収入済額の中に還付未済額 2,368 円が含まれているためでございます。

3 款 繰入金 464 万 6,000 円でございます。これは赤字補填も含め、福津市から繰り入れをしたものでございます。

8 ページ 9 ページをお願いいたします。

5款 諸収入、4万2,345円は水道管破損事故に伴い復旧までに要した経費を弁償金として、受け入れたものでございます。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。

10ページ11ページをお願いいたします。

1款1項1目 簡易水道管理費の11節 需用費でございますが、支出済額は225万136円で、このうち主な内訳は排給水管等の修繕費212万6,520円でございます。

それから12節の役務費でございます。

支出済額が91万9,191円で、水質検査等の手数料91万6,920円が主なものでございます。

次に3款 公債費の支出済額2,223万5,590円につきましては、企業債にかかる償還金および利子でございます。

以上で本木簡易水道特別会計決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第31号議案について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第31号議案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

次に日程第10第32号議案 「平成27年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 決算の認定について」 執行部の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

32号議案を説明いたします。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

第 32 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 決算の認定について」

地方公営企業法、昭和 27 年法律第 292 号第 30 条 4 項の規定により、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算を、別紙監査員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

それでは、水道事業会計決算書の 2 ページ 3 ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入および支出についてでございます。

収入の表の予算額の合計欄をお願いいたします。ご覧ください。

事業収益は 32 億 9,111 万円の予算額に対しまして、決算額が 33 億 3,544 万 9,787 円で、4,433 万 9,787 円の増となっております。

次に下の支出の表の水道事業費用につきまして、予算額合計欄 28 億 2,045 万 9,000 円に対しまして、決算額が 27 億 2,006 万 3,006 円でございますので、不用額は 1 億 39 万 5,994 円となっております。支出の内訳は、以下の通りでございます。

次に 4 ページ 5 ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございますが、資本的収入は予算額合計欄の 8 億 5,064 万 7,000 円に対しまして、決算額 8 億 4,991 万 2,631 円で 73 万 4,369 円の減となっております。内訳は以下の通りでございます。

次に資本的支出につきまして、予算額合計 20 億 2,203 万 5,000 円に対しまして、決算額 19 億 6,717 万 4,293 円で、不用額は 5,486 万 707 円となっております。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして、11 億 1,726 万 1,662 円不足することとなりますので、この不足額を当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 9,219 万 8,574 円、それと減債積立金 3 億円などの補填財源で補填を致しております。

次に、6 ページ 7 ページをお願いいたします。

平成 27 年度の損益計算書でございます。まず営業利益としましては 3,554 万 5,925 円となっております。

次に営業外収益でございますが、4 億 8,643 万 6,164 円ということで営業収益と合わせまして、経常利益が 5 億 2,198 万 2,089 円となります。

特別損失としましては過年度損益修正損が 76 万 4,122 円となっております。これによりまして、当年度純利益は 5 億 2,121 万 7,967 円ということになります。

次に 8 ページ 9 ページをお願いいたします。

上段の余剰金計算書でございます。

当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち、企業債の消化のために減債積立金を 3 億円取り崩しまして、平成 27 年度未処分利益剰余金は当年度純利益分の 5 億

2,121万7,967円となりました。

この未処分利益剰余金5億2,121万7,967円につきましては、8ページ下段の剰余金処分計算書に記載しております通り、その剰余金のうち条例第7条に定められた率であります20分の1の額、2,610万円を減債積立金として積み立てし、4億9,511万7,967円が翌年度への繰り越し、利益剰余金となっております。

10ページ11ページの貸借対照表をお願いいたします。

まず、資産の部の固定資産の項目でございますが、有形固定資産と無形固定資産および投資の合計額332億6,665万5,961円、これに流動資産の合計額43億1,677万9,589円を加えた、375億8,343万5,550円が資産の合計でございます。

流動資産のうち未収金、4億4,247万1,361円の主な内訳は国庫補助金3億463万6,000円、水道使用量8,184万3,574円、下水道使用料等徴収事務委託料3,806万4,962円でございます。

それから負債の部でございますが、固定負債合計が34億9,253万5,699円。

流動負債合計が12億7,992万7,677円。

繰延収益合計が83億8,939万6,813円で、負債合計といたしましては131億6,186万189円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金合計といたしまして194億5,079万5,206円。剰余金合計につきましては49億7,078万155円ということで、資本合計額は244億2,157万5,361円であります。負債資本合計額375億8,343万5,550円となり、資産合計額とこれは同額となっております。

以上で決算書の説明を終わらせていただきまして、引き続き決算附属書類について説明を申し上げます。

決算附属書類の12ページをお願いいたします。

12ページの水道事業報告書でございます。

まず総括事項でございますが、平成27年度の水道事業は水道広域化施設整備事業等の国庫補助事業を有効に活用いたしまして事業を進めてまいりました。

一般改良事業としまして地島浄水場築造工事等の浄水施設更新事業、配水管布設替工事等の配水施設更新事業を実施いたしました。

また、拡張事業といたしましては畠町配水池築造工事、配水管布設工事等の配水布設拡張事業を実施いたしまして、水の安定供給および給水区域の充実に努めております。

それから、給水状況でございますが、本年度の管内給水区域内人口は前年度に比べまして0.9%増の15万3,222人であります。このうちの給水人口は1.1%増の13万4,834人でありました。

また、給水普及率は 88.0%でございました。年間の配水量は前年度に比べ 2.8%増の 1,291 万 7,228 m³でありまして、有収水量は 1.8%増の 1,165 万 1,974 m³がありました。このうち宗像市域で 714 万 5,254 m³、福津市域で 450 万 6,720 m³、全体の有収率は 0.9%減の 90.2%がありました。

水道使用者からいただいております 1 m³あたりの平均単価、つまり供給単価でございますが、これを税抜きで 206.01 円。水道水を 1 m³作るのに必要とする経費であります給水原価、これは税抜きで 189.06 円ありました。

次に 13 ページをお開き下さい。

議会の議決事項でございますが、これは平成 27 年度の議会におきまして水道関係の提出議案の件名と議決年月日を掲載しております。

それから次の行政官庁許認可事項でございますが、平成 27 年度内において、厚生労働大臣または福岡県知事等に対し、認可申請いたしまして認可を受けたものを記載しております。

14 ページをお願いいたします。

職員に関する事項につきましては、平成 27 年度末で正職員が 4 人、再任用短時間職員が 4 人、計 8 人が従事しております。

なお、この人数に派遣職員数は含まれておりません。

少し飛んでいただきまして 17 ページをお願いいたします。

中段とその下の表でございますけれども、平成 27 年度に発生しました給水収益の状況と過年度分の給水収益の状況を記載しております。

現年分は調定額 25 億 9,225 万 879 円に対しまして 25 億 2,103 万 183 円の収入がございました。差引 7,122 万 696 円が未収となりました。

なお、この未収金につきましては平成 28 年 8 月末現在でございますが、309 万 4,220 円となっております。

それから、過年度分の内容としましては、調定額 7,764 万 8,112 円に対しまして 6,702 万 5,234 円の収入がございました。差引 1,062 万 2,878 円が未収となり収入率は 86.3% ありました。

全体の収入率は平成 26 年度が 96.8%、平成 27 年度は 96.9% となっております。

次に 18 ページをお願いいたします。

事業費に関する事項を掲載したものです。

計の額を比較しますと、前年度に対しまして 6,486 万 671 円の増となっております。このうち減額となったものの主な内容は原水及び浄水費では、施設の修繕費が減ったことによりますものや、受託工事費では前年度 26 年度に畠町配水池関連で北九州市の緊急連絡管布設工事を受託していたために昨年度が減額となったもの。

それから特別損失では前年度に公会計制度の改正に伴う移行処理として退職給付引きて金等の費用がございましたのが、昨年度は減額となったものということでございます。

また、増額となった主な内訳でございますが、配水及び給水費では北九州市への包括委託準備経費が発生したことによるもの。

それから減価償却費では、近年、施設の更新及び拡張事業が増えておりするために、増額となったものでございます。

それから 19 ページをお願いいたします。

(1) 重要契約の要旨でございますが、工事関係以外の 2 千万円以上の契約のものを掲載しております。

このところで、別に本日配布をさせていただいております第 32 号議案の資料①というものがございます。A4 横長で黄色い線が入った資料でございます。A4 の 1 枚ものでございます。よろしいでしょうか。

この資料は北九州市への水道事業包括業務委託に関する準備経費、昨年準備を進めてまいりました準備経費の決算状況について取りまとめをいたしたものでございます。

平成 27 年 2 月の定例会で説明しました資料と同じ項目の比較によって整理をしております。

この中でも相対的なことでございますが、1 番下の欄でございますが、全体予算額 1 億 4,311 万 4,000 円の予算を議決いただきました。

これに対しまして決算額は 1 億 1,533 万 9,982 円でございまして、差引 2,777 万 4,018 円が予算残ということで決算をさせていただいております。内容はご覧ください。

それから次に決算附属書類に戻っていただきまして、決算附属書類の 19 ページをお願いいたします。

決算附属書類 19 ページでございます。

中段の企業債のところでございますが、財務省財政融資資金等からの借り入れ残額が平成 27 年度末におきましては 34 億 7,974 万 772 円となっております。27 年度においての繰り上げ償還はございませんでした。あと、一時借り入れでございますが、本年度中の借り入れは行っておりません。

次に 20 ページお願いいたします。

ここは消費税計算のために必要な他会計負担金等の使途の特定につきまして掲載しております。

それから次に 21 ページのキャッシュフロー計算書でございます。お願いいたします。21 ページでございます。

貸借対照表やそれに計算書と合わせまして、経営状況が明示されるものであります、最下段、一番下のですね資金期末残高の金額、38億6,299万3,868円。

これは 10 ページ、11 ページでございますが、この貸借対照表の資産の部に流動資産

(1)現金預金の額と一致をしておりますということでございます。

22 ページからでございます。

22 ページから収益費用の明細につきまして。

それから 28 ページから資本的収支の明細につきまして、節単位で掲示をさせていただいております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に 31 ページ、32 ページをお願いいたします。固定資産の明細書でございますが、先ほど 10 ページの貸借対照表で、平成 27 年度末の固定資産の状況は報告いたしましたが、この明細書では年度中に発生しました固定資産、並びに減価償却の増減についての整理した一覧でございます。

33 ページ、34 ページをお願いします。

これは、注記を掲載しておりますけれども、財務諸表を作成するための基準及び手続きを掲載しております。

最後に 35 ページから企業債の明細でございまして、借り入れ時点の団体別、借入先別に挙げさせていただいております。

以上で平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算につきまして説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、第 32 号議案について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成のみなさんの起立を求めます。

(全員起立)

賛成多数であります。よって、第 32 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 11 第 33 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 一般会計 補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

33 号議案をご説明いたします。

議案書の 8 ページをお願いいたします。

第 33 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 一般会計 補正予算（第 1 号）について」

平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

補正予算書の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正（第 1 条）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 616 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,494 万 6,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明を致します。

7 ページ 8 ページをお願いいたします。

歳入 5 款 繰越金でございます。

平成 27 年度決算における繰越金の確定によりまして、補正前の額 2,420 万円に対し 616 万 8,000 円を増額補正いたしまして、3,036 万 8,000 円とするものでございます。

次に歳出の説明になります。

9 ページ 10 ページをお願いいたします。

4 款 消防費でございます。

補正前の額 15 億 2,767 万 3,000 円に対しまして、1,148 万 3,000 円を減額補正いたしまして 15 億 1,619 万円とするものでございます。

補正の主な理由は前年度末に早期退職者が 1 名、それから今年度 6 月 30 日付で中途退職者が 1 名発生しましたことによる人件費の減額などでございます。

節ごとの内訳でございますが、2 節 給料は補正前の額 4 億 8,952 万円に対しまして 622 万 5,000 円を減額補正いたしまして 6 億 8329 万 5,000 円とするものでございます。

3 節 職員手当等は地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当の合計額 2 億 2,694 万円に対しまして 307 万 5,000 円を減額補正いたしまして 2 億 2,386 万 5,000 円とするものでございます。

4 節 共済費でございますが共済組合短期負担金、共済組合長期負担金、共済組合追加費用、退職手当組合負担金の合計 2 億 7,942 万 5,000 円に対しまして、356 万 7,000 円を減額補正致しまして 2 億 7,585 万 8,000 円とするものでございます。

また 5 分の 4 勤務の再任用職員 2 名分の社会保険料 100 万 3,000 円を増額補正致しまして、差し引き 256 万 4,000 円の減額補正となりました。

それから 11 ページ 12 ページに給与費明細書を付けておりますのでご参照いただきたいと思います。

9 節 旅費でございますが、補正前の額 129 万円に対しまして 32 万円を増額補正いたしまして 161 万円とするものでございます。

補正の主な理由は熊本地震の発生に伴い緊急消防援助隊を派遣致しましたこと及び全国消防救助技術大会へ出動致しましたことから、今後必要な旅費が不足することが見込まれましたのでそれによるものでございます。

次に 19 節 負担金、補助及び交付金でございます。補正前の額 119 万 9,000 円に対しまして、6 万 1,000 円を増額補正いたしまして 126 万円とするものでございます。

補正の主な理由は職員の総合検診にかかる負担金が増額となったことによるものでございます。

6 款の予備費でございますが、補正前の額 740 万円に対し 1,765 万 1,000 円を増額いたしまして 2,505 万 1,000 円とするものでございます。

以上で平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 1 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

井上議員。

○井上議員

9 ページ 10 ページの早期退職者が 1 人で、その次に今年度 6 月 30 日付で中途退職者というのは、これは新しく入られた方なのでしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

お答えさせて頂きます。6 月 30 日付は本年度をもって 3 年目の職員でございます。

以上でございます。

○吉田議長

他にございませんか。

(なしの声)

ないようですのでこれを持ちまして、質疑を終結させて頂きます。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして、討論を終結いたします。

これより第 33 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。よって第 33 号議案は原案の通り可決されました。

次に日程第 12 第 34 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業特別会計 補正予算第 1 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めてます。

安部事務局長。

○安部事務局長

第 34 号議案を説明いたします。

議案書の 9 ページをお願いいたします。

第 34 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業特別会計 補正予算第 1 号について」

平成 28 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 1 号を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

補正予算書の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,107 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,983 万 9,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書に沿って説明をいたします。

事項別明細書 7 ページ 8 ページをお願いいたします。

歳入 4 款 繰越金でございますが、平成 27 年度決算における繰越金の額確定によりま

して補正前の額 2,300 万円に対し、1,107 万 9,000 円の増額補正をいたしまして 3,407 万 9,000 円とするものでございます。

次に歳出の説明に移らせていただきます。

9 ページ 10 ページをお願いいたします。

3 款の予備費でございます。補正前の額 200 万円に対しまして 1,107 万 9,000 円を増額補正いたしまして 1,307 万 9,000 円とするものでございます。以上で平成 28 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 1 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですのでこれをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ありませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 34 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。よって第 34 号議案は原案の通り可決されました。

次に日程第 13 第 35 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

第 35 号議案を説明いたします。

議案書の 10 ページをお願いいたします。

第 35 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道特別会計 補正予算第 1 号について」

平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道特別会計補正予算第 1 号を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

補正予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,927万 6,000円を増額し、総額を1億5,572万円とするとしてござります。

補正の内容につきまして事項別明細書に沿って説明をいたします。

事項別明細書7ページ8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款 繰入金1項1目1節 宗像市繰入金でございます。

補正前の額5,161万 2,000円に対しまして 1,866万 1,000円を増額いたしまして 7,027万 3,000円とするものでございます。

内容につきましては後ほど説明いたしますが、事業費等の増額に伴いまして宗像市繰入金を増額補正するものでございます。

5款 繰越金1項1目1節 繰越金でございます。平成27年度決算における繰越金の確定によりまして補正前の額1,000円に対しまして、2万7,000円を増額補正致しまして2万8,000円とするものでございます。

6款 諸収入1項1目1節 雜入でございます。

平成27年度決算における消費税還付金の確定によりまして、補正前の額239万円に対しまして58万8,000円を増額補正いたしまして、297万8,000円とするものでございます。

次に歳出の説明に移らせていただきます。

9ページ10ページをお願いいたします。

1款 総務費1項1目13節 委託料でございます。

説明欄にございますように包括委託料となるものでございますが、この内容といたしましてはマクロ化浄水施設の動力費を増額するものであります。

当初予算額335万2,000円に170万円を増額補正いたしまして、505万2,000円とするものでございます。この動力費でございますが具体的には新たに設置いたしましたマクロ化浄水設備等の電気代でございます。

当該設備の電気代を当初予算では過小に計上しておりましたこと、それからこれに加えまして主力水源の水位低下によりまして他の水源への切り替えを行いました。それに伴いまして水質改善のために2つの水源のポンプを常時稼働するようになったことから電気使用量が増えたと、このために予算額に不足が生じるというものでございます。

この補正額は北九州市へ委託料として支出を致しますけれども、その額がそのまま電気量と支払われるものでございまして、北九州市への事務費等の発生は、プラスの発生はいたしません。

次に 2 款 事務費、1 項 1 目 15 節 工事請負費でございます。

設備更新工事費 1 千 836 万円を新たに追加いたしまして、事業費全体額を 1 億 392 万 6,000 円から 1 億 2 千 228 万 6,000 円に増額するものでございます。

内容といたしまして、本日配布させていただいている資料によりまして、説明をさせて頂きたいと思います。

第 35 号議案資料①と右上に書いております。これが A4 の横長サイズのものでございます。こういった図でございます。1 枚ものです。よろしいでしょうか。

まず、今回の補正予算提案に至るまでの経緯を説明申し上げます。大島浄水場が昨年 マクロ化方式によりまして、浄水設備の更新を行いました。

昨年 11 月 10 日からこの運転を開始いたしております。

ただいまの資料の左側に 5 つの水源がございます。縦に並んだ第 1 水源から岩瀬水源までの 5 つの水源がございますが、昨年 12 月頃からこの 5 つの水源のうち、主力であります第 4 水源、これは深井戸ということ書いておりますが、この深井戸の水位がずっと低下を致しまして、1 日の取水量をこれまで取水しておりました 250 m³から 40 m³減少致しております。さらに、今年に入りまして、1 月の水質検査で、これは水質の方ですが総トリハロメタンの数値が 0.07 mg/l という高い値が出ております。この総トリハロメタンの水質基準でございます。これは 1 リットル当たりの数値が 0.1 mg 以下となっております。これまで通常でございますと、0.05 mg 台でありましたものが、水質基準内でありますが、0.07 mg ということでこれまでよりも高い値となりました。

その後、2 月から 4 月の水質検査の結果では、通常の値でありましたが、5 月の試験結果に置きまして、再び数値が上がっておりました。

これにつきましては、水量減少と合わせまして、第 4 水源深井戸への海水混入が疑われまして、このため 5 月 27 日に第 4 水源の受水を停止いたしまして、もう 1 つの深井戸であります第 3 水源に切り替えをしております。

これに加えまして水量を確保するという、そのために漂流水と書いておりますけども、これは河川水であります。これが 2 本の川がございまして、第 1 水源、第 2 水源どちらも河川水でございますが、これを合わせて使用することといたしました。

こういった対策を行いまして、6 月 1 日に洗管を行いまして、管の周りの水の入れ替え作業でございますが、入れ替えた後に水質試験を行いましたところ、この時点では一定の改善が見られております。

しかし 6 月 1 日以降、夏場を控えまして、特に夏場はトリハロメタン値が上がる傾向がございますということでございますので、事務組合、北九州市上下水道局、それから委託先ウォーターサービスの 3 社によりまして、今後の対応策を検討いたしております。

まず、この原因としましては、先ほど言いましたように深井戸に含まれる海水の成分

の塩基物と、それから河川に含まれる不純物と、この 2 つが結合することによって、トリハロメタンの値が上がっているというような大きな原因と考えられましたので、この 1 つの要素であります、河川の不純物を取り除くことを対策として、対応を考えております。

このために、不純物を集める凝集剤というのを使用することいたしまして、まずその効果を見るために仮設の装置を設けまして、今ある施設をそういう装置に切り替えまして、6 月から 8 月までの 3 か月その効果を見ております。

その結果、一定の成果があると、効果が見られたということが確認されましたので、今回正式に関係機器を設置したいということで、予算を計上させていただきました。

次に補正内容、今回の工事の内容を説明させていただきます。先ほどお願いしました資料でございますが、資料の左に 5 つの水源ございます。

その右の点線の枠が浄水場の敷地というふうにご覧いただきたいと思います。そしてその中の真ん中の下の方に、二重線の枠、これが浄水場の建物ということでご理解いただきたいと思います。

各水源から浄水場に送られました、源水でございますけれども、まず着水井に入れられます。そして、それから浄水場内の各設備でろ過・浄水されまして、今度は配水池に送られます。

浄水施設には現在、薬剤の投入装置が 2 系統 4 台ありますが、今回は凝集剤の注入装置を 1 系統 2 台追加するものでございまして、図では左上の赤い表示の部分、これが今回の設置しようとする設備でございます。この薬剤は着水井の濁り具合によりまして、ここの事務所 2 階にございます中央管理室から遠隔操作により注入することになります。

今回の補正内容は、補正額 1 千 836 万円のうち注入機器の設置費用、機器の設置費用が 980 万円ほど。それに遠隔操作のための制御盤、コンピュータのソフト、そういうものが 850 万円ほどになります。

合わせまして 1 千 836 万円の補正ということで挙げさせていただいております。

次に補正予算案の 9 ページ 10 ページの戻っていただきまして、3 款の公債費でございます。3 款 公債費、1 項 2 目 23 節 債還金利子および割引費用でございますが、これは当初予算額 276 万 4,000 円から 78 万 4,000 円を減額いたしまして、198 万円とするものでございます。

記載借入利率の確定によりまして、減額するものでございます。

以上で、大島簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして、討論を終結いたします。

これより、第 35 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 35 号議案は原案の通り可決されました。

次に日程第 14 第 36 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 本木簡易水道事業 特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求める。

安部事務局長。

○安部事務局長

36 号議案の説明を致します。

議案書の 11 ページをお願いいたします。

第 36 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 本木簡易水道事業特別会計 補正予算(第 1 号)について」

平成 28 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

補正予算書をお願い致します。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、675 万円を増額し、総額を 1,430 万 6,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明を申し上げます。

7 ページ 8 ページをお願いいたします。

歳入 3 款 繰入金、1 項 1 目 1 節 福津市繰入金でございますが、補正前の額 615 万 2,000 円に 674 万 7,000 円を増額補正いたしまして 1 千 289 万 9,000 円とするものでご

ざいます。

内容でございますが、これも後ほど説明いたしますけども事業費等の増額に伴いまして、福津市繰入金を増額補正するものでございます。

4款 繰越金 1項 1目 1節 繰越金でございます。

3,000円の増額補正につきまして、平成27年度決算における繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出の説明でございます。

9ページ10ページをお願いいたします。

1款 総務費、1款 1目 13節 委託料でございます。施設の老朽化によりまして、配水管の漏水修理が予定以上に発生を致しました。このために、今後の修繕費の不足が見込まれますことによりまして、補正前の額160万5,000円に150万円を増額補正致しまして、310万5,000円とするものでございます。

包括委託業務として、北九州市に委託しております事業でございますので、補正額は委託料として北九州市に払うようになりますが、補正額の内容は全額修繕費として支出されるものでございまして、これも北九州市の事務費等のプラスの増額はございません。

それから、2款 事業費 1項 1目 13節 委託料 75万円、5節の工事請負費を450万円新たに追加致しまして、事業費全体といたしまして525万円とするものでございます。これは13節で説明を致しました、配水管の老朽化による漏水事故の多発に対処するものでございまして、老朽化が特に進んでいる個所を更新していくこうというものでございます。配水管の布設替設計委託及び更新工事を行うためのものでございます。

以上で、本木簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして、討論を終結いたします。

これより、第36号議案について採決を行います。本案は原案の通り決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 36 号議案は原案の通り可決されました。

次に、日程第 15 第 37 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計補正予算 第 1 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

第 37 号議案を説明いたします。

議案書の 12 ページをお願いいたします。

第 37 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 補正予算第 1 号について」

平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 1 号を別紙のとおり提出する。
平成 28 年 9 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

水道事業会計補正予算書をお開き下さい。

平成 28 年度水道事業会計補正予算第 1 号について、主な内容を説明いたします。

まず、消火栓改修費用の増加によるもの。それから、前年度決算確定費による減価償却費の減額、それから前年度起債借入額、及び利率確定による企業債利利息の減額補正を行うものでございます。

まず、1 ページでございます。

第 2 条につきまして、当初予算の第 3 条に定めております収益的収入の第 1 款 水道事業収益、第 1 項 営業収益を 270 万円増額補正いたしまして、第 2 項 営業外収益を 49 万 6,000 円減額補正いたしまして、さらに水道事業収益合計で 32 億 9,930 万 3,000 円としております。

また、収益的資質の第 1 款 水道事業費用 第 1 項 営業費用を 367 万 4,000 円減額補正いたしまして、さらに第 2 項 営業外費用を 505 万 1,000 円減額補正致しまして、水道事業費用合計で 28 億 6,960 万 2,000 円としております。

第 3 条につきましては、当初予算の第 4 条に定めた資本的支出の第 1 款 資本的支出 第 3 項 企業債償還金を 3,112 万 9,000 円増額補正いたしまして、資本的支出合計で 20 億 2,631 万 7,000 円としております。

第 4 条につきましては、当初予算に第 11 条重要な資産の処分を新たに加えるものでございます。これは、現在保留しております有価証券のうち、第 326 回国債が 1 億 9,300 万円の国債がございます。不用国債がございます。これを売却するために、固定

資産から流動資産へ変更するものでございます。

これは、満期まで保有した場合に取得する利息額よりも、現時点で売却した場合の利益額の方が大きく見込めますということで、今回計上させていただいております。

次に、2ページをお願いいたします。

予算実施計画でございますが、1ページの第2条及び第3条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては、6ページからの事項別明細書に掲載いたしておりますので、ここでは省略させていただきます。

次の3ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、この表は一会計期間におけるキャッシュフローを、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示したものでございます。

一番下の段の資金期末残高、33億2,304万9,394円は、4ページの予定貸借対照表の資産の部2の流動資産(1)現金預金の額と一致を致しております。

それから次に4ページをお願いいたします。

平成28年度(平成29年度3月31日時点)でございますが、貸借対照表を掲載しております。この中には今回の補正額も含まれております。資産合計、負債資本合計それぞれ371億6,536万7,180円となる予定でございます。

次に、6ページ7ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

収益的収入および支出の収入の部、1款1項 営業収益、3目 その他営業収益、3節他会計負担金を270万円増額するものでございます。これは支出の部の20冊の270万円との関連でございまして、建設改良工事における消火栓改良費用が増額いたしましたために、構成市からその額を繰入金、増額するものでございます。

次の2項 営業外収益にも他会計補助金1節 他会計補助金の49万6,000円減額につきましては、地島簡易水道の前年度の起債償還利息が確定したことによりまして、建設改良にかかる企業債償還金の二分の一を繰り入れるものでございます。

支出の部では、1款1項2目20節 修繕費でございますが、建設改良工事に伴いまして消火栓改良費用が増加しておりますために、270万円を増額するものでございます。

5目16節 委託料でございます。

北九州市への包括委託料のうち、地島のマクロ化浄水設備の動力費の不足が見込まれますので、35万円を増額するものでございます。

これも大島の方で説明しましたように電気代でございまして、北九州市にお支払いしますけども、全額電気代として扱われるものでございます。

6目44節 有形固定資産減価償却費は27年度決算額の確定によりまして、減価償却費

を 666 万 7,000 円減額補正し、10 億 7,613 万 7,000 円とするものでございます。

次に 45 節 無形固定資産減価償却費も同様に決算額の確定によりまして 5,005 万 7,000 円を減額補正し 39 万 9,000 円とするものでございます。

次に、2 項の営業外費用でございますが、1 目 49 節 企業債利息、これは平成 27 年度分、借り入れ分の企業債利息が確定したことによりまして、503 万 1,000 円を減額いたしまして 6,996 万 5,000 円とするものでございます。

3 目の 54 節 消費税でございます。

収入および、支出更生の返還によるもので、2 万円を減額いたしまして 576 万円とするものでございます。

最後に、8 ページ 9 ページをお願いいたします。

資本的収入および支出の支出の部、1 款 3 項 1 目 企業債償還金、59 節 企業債償還金でございます。

これは、3,112 万 9,000 円増額いたしまして、3 億 3,546 万 7,000 円とするものでございまして企業債のうち、繰り上げ償還が可能なものにつきまして、償還を行いたいということで支払利息の削減を図るものでございます。

以上で平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 1 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

末吉議員。

○末吉議員

予算書の 1 ページに、投資有価証券を流動資産で売却して 1 億 9,300 万円得る提案されています。補正予算の議決によってそれが具体化するということですが、これは資本的収入の項に、後日、歳入として入ってくるのでしょうか。

予定貸借対照表の中には 1 億 9,300 万円は明記されているのですけど、今後の予算の中にはどういうふうに入ってくるのでしょうか。そのあたりをお聞きします。

○吉田議長

寺島経営係長。

○寺島係長

はい、寺島です。

今回の有価証券の分についてですけれども、この予算の明細の方には、おっしゃる通りまだ載っておりません。と言いますのが、今回まず流動資産の方に、まず変えるという処理を固定資産でありますと、固定資産というのが基本的に長期保有を目的としまして、流動資産は1年以内に現金化するようなものが流動資産の方に整理されるのですけれども、今回投資有価証券、長期目的、保有目的として持っていたものをまず流動資産の方に動かす。

そして、これが日々、今利息それから売却等の価格が変わっておりますので、これを有利な時に売却したいと考えております。そして、それに関する利益の部分に関しては現在予算の方には、利益のところにも関してまだ流動資産から売却しておりませんので、ここには載せておりません。なので、一度流動資産という形で整理をさせて頂きまして、今後売却が完了した段階で、補正予算という形で利益の部分を特別利益等、もしくは営業外の利息利益というところで、利益を計上していきたいと考えております。

○吉田議長

他にありませんか。

(なしの声)

ないようですのでこれを持ちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これを持ちまして、討論を終結いたします。

これより第37号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第37号議案は原案の通り可決されました。

以上で本日の議題を全て終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

意義なしと認めます。

よって、字句、数字等の訂正は議長に委任することに決しました。

これを持ちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、平成28年第2回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 14時30分